

# 目 次

## ◇お願い

- 1 貸付実行時の留意点について

## ◇お知らせ

- 1 「桜島の火山活動に係る特別相談窓口」の設置について
- 2 「賃金水準上昇対策特別相談窓口」の設置について
- 3 業種別経営セミナー開催のご案内
- 4 1日経営相談会について
- 5 研修会の講師をしました
- 6 創業者のための保証制度のご案内
- 7 「ミラサポ」のご案内

## ◇平成26年度経営計画の評価

## ◇第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)の評価

## ◇ギャランティー通信(保証事務課のご紹介)

## ◇保証承諾額上位店舗(平成27年7月中)

## ◇平成27年7月の保証状況

## ◇統計資料

- 1 事業概況
- 2 保証状況
  - (1) 金融機関別保証状況
  - (2) 市町村別保証状況
  - (3) 保証種類別保証状況
  - (4) 業種別保証状況
  - (5) 金額別保証状況
  - (6) 期間別保証状況
  - (7) 資金用途別保証状況
  - (8) 新規・継続別保証状況
  - (9) 担保・無担保別保証状況
  - (10) 事故原因別代位弁済状況

## 【相談窓口のご案内】

保証月報は、毎月1回発行しております。  
ご意見等は企画情報課までお寄せください。

### ＊ ＊ 月報をご覧いただくにあたってのおことわり ＊ ＊

- ◎四捨五入のため個々の金額の合計が、合計の金額と一致しない場合があります。
- ◎構成比の数字は、金額をベースとし、小数第二位を四捨五入したものです。このため、個々の構成比の合計が、100%とならない場合があります。

〈表紙の写真〉

種子島宇宙センター(南種子町)

## 貸付実行時のご注意

貸付実行後に当協会へ貸付実行の内容を報告いただいておりますが、保証書に記載してある保証条件と相違する案件が見受けられます。特に、保証期間、第一回返済日、返済額等の不一致が散見されます。

保証条件と相違することが判明した場合、契約書の差し替え、又は訂正等の方法で対応して頂きますようお願いいたします。

ただし、協会の同意を得ずに変更契約による訂正を行っている場合等は、代位弁済に支障を来すこととなりますので、十分留意して頂きますようお願いいたします。

取扱について不明点がございましたら保証部保証事務課までご連絡ください。

【お問い合わせ】  
保証部保証第事務課  
TEL 099-223-0271

## 「桜島の火山活動に係る特別相談窓口」の設置について

桜島における火山活動の影響により、中小企業者が経営上の困難等に陥る可能性があることから、下記のとおり特別相談窓口を設置することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

- 1 名称 桜島の火山活動に係る特別相談窓口
- 2 所在地 鹿児島市名山町9番1号（鹿児島県産業会館4階）
- 3 開所時間 9：00～17：15（土日、祝日は除く）
- 4 設置期間 平成27年8月26日から当分の間
- 5 窓口担当

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 保証部   | 鯨島, 堀            |
|           | 電話 099-223-0271  |
|           | FAX 099-222-1093 |
| (2) 経営支援部 | 西園, 久保           |
|           | 電話 099-223-0274  |
|           | FAX 099-222-1093 |

## 「賃金水準上昇対策特別相談窓口」の設置について

我が国経済の好循環を拡大するためには、中小企業・小規模事業者において賃金が引き上げられ、消費を喚起し、更なる経済成長につなげていくことが必要不可欠であり、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、「中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める」とされているところです。

このため、最低賃金の引上げに関する環境整備に取り組む観点から、下記のとおり特別相談窓口を設置することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

- 1 **名称** 賃金水準上昇対策特別相談窓口
- 2 **所在地** 鹿児島市名山町9番1号（鹿児島県産業会館4階）
- 3 **開所時間** 9：00～17：15（土日、祝日は除く）
- 4 **設置期間** 平成27年7月28日（火）から当分の間
- 5 **窓口担当**
  - (1) 保証部 鮫島, 堀  
電話 099-223-0271  
FAX 099-222-1093
  - (2) 経営支援部 西蘭, 久保  
電話 099-223-0274  
FAX 099-222-1093

## 業種別経営セミナー開催のご案内（建設業）

中小企業の経営課題解決に向けた支援強化を図ることを目的として、鹿児島県商工会連合会様と共催により、鹿児島県内3か所で以下の内容にて業種別経営セミナーを開催いたします。

今回は、建設業を行っている中小企業を対象とし、業務効率化を目的とした外部講師によるセミナーを行いますので、ぜひ、ご参加ください。

- 1 **開催日時、場所**
  - (1) 平成27年9月2日（水） 13時～16時30分 種子島建設業会館
  - (2) 平成27年9月9日（水） 13時30分～17時 南九州市商工会川辺本所
  - (3) 平成27年9月15日（火） 13時30分～17時 かのや大黒グランドホテル
- 2 **セミナー内容**
  - (1) セミナー名 『自治体工事におけるASP活用セミナー』
  - (2) 講師 有村 壮平氏（㈱現場サポート 営業本部長）

【お問い合わせ】  
経営支援部 TEL 099-223-0274（担当 西蘭, 野口）

## 1日経営相談会について

### ● 1日経営相談会開催のご案内

南さつま市におきまして、1日経営相談会を次のとおり開催いたします。  
 運転資金、設備資金、新規創業及び保証制度等について、当協会職員が直接ご相談をお受けします。  
 当協会の保証利用の有無に関係なく、どなたでも無料でご相談いただけますので、ぜひご利用ください。

◆日時：平成27年9月11日（金） 10：30～15：30

◆会場：南さつま商工会議所 第二会議室（南さつま市加世田本町 23 番地 7）

【お問い合わせ】

保証部保証第二課（北園）  
 TEL 099-223-0271

### ● 志布志市商工会で1日経営相談会を実施しました

8月19日（水）、志布志市商工会様のご協力により、当協会職員を派遣し、同商工会2階会議室において1日経営相談会を実施しました。



## 研修会の講師をしました

### ◆鹿児島信用金庫 営業担当役席研修

7月17日（金）、鹿児島信用金庫の営業担当役席研修に当協会職員を講師として派遣し、信用保証制度利用時の留意点や平成27年度に創設された新しい保証制度について説明させていただきました。



### ◆平成27年度鹿児島市創業スキル養成講座

8月7日（金）、鹿児島市が主催する平成27年度鹿児島市創業スキル養成講座に、当協会の創業専任担当者を講師として派遣し、創業に係る保証制度について説明させていただきました。



## 創業者のための保証制度のご案内

当協会では、創業をお考えの皆さまのニーズに合わせた各種保証制度をご準備しております。これから創業される方はもちろん、創業後でも一定期間内であればご利用になれますので、保証部（TEL:099-223-0271）までお気軽にご相談ください。

保証制度名	保証限度額	貸付利率	期間 (据置期間)	保証料率	自己 資金	担保	連 帯 保証人
創業関連保証 ※1	1,000万円	金融機関 所定の利率	10年以内 (12月以内)	年1.00%	不要	不要	原則とし て法人代 表者のみ
創業等関連保証	1,500万円				要 ※2		
創業支援資金 (鹿児島県制度) ※3	運転資金 1,000万円 設備資金 2,000万円	1年以内 年1.90% 1年超3年以内 年2.00% 3年超5年以内 年2.10% 5年超7年以内 年2.30% 7年超10年以内 年2.70%	運転資金 7年以内(24月以内) 設備資金 10年以内(36月以内)	年0.13%~ 年1.58% (女性や青年(30 歳未満)による 創業の場合は年 0%~年1.26%)	要 ※4	必要に 応じ徴求	
	創業支援資金 (鹿児島市制度)	1,000万円 運転資金700万円 (必要額の80%以内)	1年以内 年1.90% 1年超3年以内 年2.05% 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.35% 7年超 年2.45%	運転資金 7年以内(12月以内) 設備資金 10年以内(18月以内)	年0.45%~ 年1.90% (鹿児島市の保 証料補助2/3あ り)		

※1 認定特定創業支援事業により支援を受け、支援を受けたことについて市区町村長の証明を受けて行う創業に要する資金（創業後の創業者である期間中の資金を含む）について、創業関連保証における保証限度額が1,500万円に増額されます。

※2 借入限度額は自己資金の範囲内となります。

※3 商工団体長の推薦があることが条件になります。

※4 事業開始に必要な額の25%以上の自己資金が必要です。

※5 融資金額は、開業に係る資金の80%以内ですが、開業業種に係る従事経験が3年未満の場合（法律に基づく資格や特許等を生かした開業をを除く）は50%以内です。

## 「ミラサポ」のご案内

中小企業・小規模事業者の未来（ビジネス）をサポートするサイト「ミラサポ」をお知らせいたします。

「ミラサポ」 [www.mirasapo.jp](http://www.mirasapo.jp)

### ☆「ミラサポ」の主な機能

- ①経営課題に応える専門家派遣が無料で受けられます。(年3回まで)  
※「ミラサポ」には専門家のプロフィール等が掲載してあります。
- ②国や公的機関などの施策情報(補助金情報等)をテーマ別・施策別に見つけることができます。
- ③全国の事業者・専門家などが参加するコミュニティへ参加できます。

「ミラサポ」による専門家派遣をご希望の場合は経営支援部までご連絡ください。

【お問い合わせ】  
経営支援部 TEL 099-223-0274

# 平成26年度経営計画の評価

## はじめに

本協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、平成24年4月に策定した「第3次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）」の基本方針のもとに、平成26年4月、「平成26年度経営計画」を策定し、信用保証協会法第35条第1項に基づき国に報告を行い、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、本協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画の本協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」の意見・助言を受けたうえで、その評価結果を公表することとしています。

このため、本協会は、上半期に中間的な評価を行うとともに、平成27年5月、本協会の関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」において協議・検討を重ね、「平成26年度経営計画の評価（案）」を作成しました。

この「平成26年度経営計画の評価（案）」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、調整・修正し、次のとおり「平成26年度経営計画の評価」を取りまとめたところであります。

今後、この評価による成果を十分活かして、本協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めて参る所存であります。

なお、「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「平成26年度経営計画の評価（案）」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

平成27年7月22日  
鹿児島県信用保証協会  
会長 山田 裕章

## 【 I 経営方針】

平成26年度経営計画においては、経営方針について、次のとおり業務環境と業務運営方針を記述しているが、県内の経済動向と中小企業を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いており、引き続き中小企業者に対する経営支援・再生支援の充実、政策保証等の推進、期中管理の充実・強化による代位弁済の抑制、求償権の回収促進等に注力することとなったが、全体としては、概ね業務運営方針に沿った運営が推進された。

### 1 業務環境

#### (1) 鹿児島県の経済動向

我が国の経済は、デフレからの早期脱却と経済再生を図るための大胆な各種施策を政府が強力に推進してきた結果、景気は緩やかに回復しつつあるが、海外景気の下振れや消費税率の引き上げによる反動など、今後我が国の景気を下押しするリスクも抱えている。

最近の県内経済をみると、政府が日本経済再生に向けて掲げた諸政策の効果が発現するなかで、個人消費関連は、大型小売店販売額が前年を下回っているものの、食料品や高額商品は堅調で、総じて底堅い状況にある。

観光関連は、国内観光客や外国人客も増加しており、県内主要ホテルの宿泊数や主要観光施設の入場者数は前年を上回っている。

建設関連は、公共工事請負額が前年を上回り、また新築住宅着工戸数も前年を上回っているなど持ち直しの動きが見られる。

生産活動においては、電子部品デバイスが受注低迷で弱い状況にあるが、公共事業関連の窯業・土石は引き続き堅調であり、全体としては下げ止まりの状況にある。

一方、雇用情勢も厳しい状況にあるなかで緩やかな回復傾向にあったが、やや鈍化している。

このように県内の景況は、消費者マインドや企業の景況感の改善などを背景に、緩やかに持ち直しに向けた動きがみられ、景気回復に向かうことが期待されている。

今後については、平成26年4月以降、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動の影響を受けつつも緩やかな景気の回復基調は続くと思われるが、依然予断を許さない状況にある。

#### (2) 中小企業を取り巻く環境

いわゆるアベノミクス効果が地域経済へ浸透しつつあるものの、景況感の改善が地域中小企業等の業績面に波及するまでにはタイムラグがあり、実感としてはその効果が中小企業・小規模事業者までには至っていない。

中小企業金融円滑化法終了後も金融機関の金融支援姿勢は変わらず、企業倒産は沈静化した状態にあるが、本協会においては反復した返済緩和等の条件変更も増加しており、未だ業績好転の見通しが立たない企業も多いことから、中小企業を取り巻く環境は依然として楽観視できない状況にある。

今後、産業競争力強化法など諸施策の効果に期待するところであるが、消費税率の引き上げや円安、原材料高騰といった景況を下押しするリスク要因も抱えていることから、今後も厳しい状況が持続するものと見込まれるため、引き続き金融支援に加え、早期の経営支援に取り組むことが重要である。

### 2 業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く環境の中にあつて、前向きな資金需要の増加は不透明な状況にあるが、本協会は政府の施策に呼応し、引き続きセーフティネット保証や創業関連保証、借換え保証等政策的な保証制度や地域経済に密着した地方公共団体の政策的保証制度を積極的に運用することにより、県内中小企業・小規模事業者に対する金融支援を行う必要がある。

また、中小企業金融円滑化法の施行以降、中小企業の資金繰り支援のため、サポートミーティング（個別支援会議）や積極的な返済緩和を実施してきたが、財務内容が改善されていない企業等が多く、経営改善のための支援の重要性はより一層増しており、金融支援と経営・再生支援の

一体的な取り組みを推進していく必要がある。

一方、求償権回収については、有担保保証の減少及び第三者保証人に依存しない保証の浸透による求償権の質的劣化並びに法的整理が増えてきていることから回収の低下が見込まれるなど、厳しい状況が続くことが予想される。

第3次中期事業計画の最終年度にあたる平成26年度の業務運営にあたっては、引き続き、効果的な保証制度の運用、期中支援体制の充実・強化による代位弁済の抑制、経営・再生支援の充実・強化によるコンサルティング機能の向上、求償権の回収促進等に積極的に取り組むこととす

る。

また、日本再興戦略の主要な施策のひとつである「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨に沿い、関係機関と連携しながら適切な取り組みを実施していく。

さらに、本協会の財政基盤の充実・強化、業務運営に関する外部評価制度による透明性の確保、コンプライアンス態勢の充実・強化を図っていくこととする。

## 【Ⅱ 平成 26 年度経営計画の各部門別評価項目に係る自己評価】

### 1 保証部門

評価項目	(1) 保証利用の推進	総合判定	
		B	
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況	達成度	
<p>ア 保証利用度の向上と保証利用の促進を図るため、県・市町村、商工団体、金融機関との連携を強化し、中小企業者との接点を増やす。</p> <p>また、保証協会を利用していない中小企業者の新規利用を促進するため、機関誌等による保証制度の広報等を積極的に実施するとともに、新規利用先数の増加キャンペーン等を実施する。</p> <p>イ 的確かつ迅速な保証審査に努めることにより、中小企業者や金融機関等の協会に対する信頼度・満足度を高める。</p> <p>また、小規模事業者の範囲の拡大に伴い、より一層の資金繰りの円滑化を支援するため、金融機関との連携強化を図る。</p> <p>ウ 手元流動性が低い企業に対しては、資金繰りの強化・安定化を促進するため、カードローン及び当座貸越や継続型短期サポート保証制度を推進する。</p> <p>また、金融機関が推薦した優良企業に対しては、資金調達の円滑化に資するため、引き続き◎保証制度を推進する。</p> <p>エ 既利用先で完済した先や完済予定先、根抵当権設定先で保証債務残高がない先などに対し、金融機関との連携のもとDMの発送や訪問により保証の再利用を促進する。</p> <p>オ 金融機関との継続的な情報交換及び金融機関の若手担当者等を対象にした信用保証セミナーの開催や商工団体との研修会において、信用保証制度の周知を行い、適正保証の推進に努めるとともに、適正保証の推進に努めるとともに、相互理解を深め保証付き融資の推進を図る。</p> <p>また、積極的に金融機関等を訪問し、なる信頼関係の構築に努める。</p> <p>カ 国・地方公共団体による中小企業政策に沿って創設された各種政策保証については、弾力的な保証対応に努めるとともに、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を踏まえ、金融機関と連携して中小企業者に対する金融の円滑化を図る。</p>	<p>保証利用度の向上及び保証利用の促進を図るため、関係機関との連携強化、中小企業者へのDM発送等を実施した。</p> <p>ア 金融機関及び商工団体に対する保証推進 (ア) 保証利用先数増加キャンペーンを実施。 (7月～12月実施) 20 金融機関及び 5 商工団体を表彰。 (イ) 当座貸越根保証件数増加キャンペーンを実施した。 (10月～3月実施) (ウ) 地元 5 金融機関に対し、直近 2 年間に債務完済し、その後、保証利用がない先 (1,464 先) の情報提供を行った。結果 78 件 474 百万円の保証承諾に繋がった。 (エ) 地元 5 金融機関の若手職員を対象とした信用保証セミナーを開催 (参加者 49 名) した。 (オ) 金融機関との研修会を 4 回開催するとともに、商工団体等が主催する会議に 6 回出席し、保証実務について説明した。 (カ) 審査担当者による関係機関の積極的訪問を行った。(金融機関 198 店舗 (前年比 129.4%)、商工団体 36 団体 (同 83.7%)) (キ) 南日本銀行との連携により保証付強化月間 (7月～9月) を設定し、50 件 601 百万円の保証承諾に繋がった。</p> <p>イ 中小企業者に対する保証推進 (ア) 直近 2 か月以内に債務完済した中小企業者 679 企業に対し、毎月DMIによる再利用案内文書を発送し、うち 376 企業を訪問した。このうち 197 件が保証申込に繋がった。 (イ) 9 月から、証書貸付 1 口の利用で 1 年後債務完済予定である中小企業者 379 企業に対し、DMIによる再利用案内文書を発送した。このうち 41 件が保証申込に繋がった。 (ウ) 債務完済後 2 年以上経過し、協会根抵当権が残存している 41 企業について、訪問やDM発送により保証利用の推進を図った。 (エ) 霧島、川内、鹿屋及び指宿市商工会議所の協力により、それぞれ一日経営相談会を開催した。 (オ) 保証申込中の事案について、審査担当者による訪問・面談を 473 企業 (前年比 98.1%) に対して実施。</p> <p>ウ その他の保証推進 保証月報やEメールにより次のとおり保証制度の広報を行った。 (ア) 保証月報 鹿児島県融資制度 (4月、9月号)、 鹿児島市中小企業融資制度 (4月、6月号) 経営改善サポート保証 (4月、6月、9月、12月、2月号) セーフティネット保証 (6月、9月、12月、3月号) 創業者のための保証制度 (6月、10月号) 当座貸越根保証制度 (7月号) (イ) Eメール 当座貸越根保証制度 (4月) 鹿児島市中小企業融資制度 (7月) セーフティネット保証 (7月、10月、1月)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p>	

評価項目の自己評価
<p>保証利用の推進を図るための方策については、保証利用先数増加及び当座貸越根保証キャンペーン、協会主催のセミナー、金融機関や商工団体等関係機関開催の研修会への参加、また、中小企業者に対するDMによる再利用案内文書の発送など年度経営計画に基づき積極的に取組んだが、外部環境の影響もあり、保証承諾及び保証債務残高は計画金額を下回り、利用企業者数も減少傾向に歯止めがかからない状況で推移している。</p> <p>上記取組みについては、新規や再利用の保証承諾へと繋がった個別金融機関との集中的な保証利用推進や中小企業者への直接的な保証利用推進策（DM）などの方策を実施し、短期間で成果が数字として表れる取組みがある。一方で、セミナー、研修会及びその他広報による保証推進への取組みなど、成果が数字として表れるには時間を要するものもあることから、継続的に取組みを行っていくことも必要である。</p> <p>なお、年度終盤の第4四半期の保証承諾は、146億円 前年比 99.4%と保証承諾が回復傾向にあることから、平成27年度は保証増加が期待できる結果となっており、年間を通した取組みの成果が出てきたものと判断している。</p>
評価項目の達成に向けた次年度以降の取組み
<p>関係機関との連携は、保証推進のための重要な要素であることから、引き続き、研修会への参加や訪問を行い、積極的な保証推進を要請するとともに、保証利用先数増加キャンペーンや完済先・完済予定先に対する再利用については、適時取組み方法等の見直しを行ったうえで、金融機関と連携して保証利用促進に取り組むこととしたい。</p>

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(2) 中小企業者等の利便性向上に向けた取組み		総合判定															
			B															
課題解消のための方策																		
方策の項目	実施状況	達成度																
<p>ア 保証申込みに適切に対応するため顧客目線に立った確でスピーディーな保証審査を行う。 また、現行の審査事務手続き等について随時見直しを行い、事務の効率化を図る。</p> <p>イ 各市町村に対し、各地域経済の振興、事業者の資金円滑化を図るため、信用補完制度の現状等について意見交換を行い、市町村制度保証の創設や保証料補助等の拡充を要請する。</p> <p>ウ 協会主催の経営相談会の実施や金融機関等関係機関が主催するイベント等に積極的に参加し、相談窓口の充実を図る。</p> <p>エ 中小企業者向け、金融機関向け及び各種団体向け等配布先に応じた普及促進資料（リーフレット、ガイドブック等）を作成するなど、広報活動の拡充を図る。</p>	<p>中小企業者等の利便性の向上に向け、関係機関と連携を取りながら行動するとともに、適宜保証審査事務の見直し等を行った。</p> <p>ア 保証制度の周知を目的とした広報活動、関係機関が開催する相談会に参加した。 また、地方の中小企業者の資金調達に係る選択肢を広げること等を目的とした自治体独自の保証制度の創設等の要請を霧島市と鹿屋市に対し実施したが、効果は表れていない。</p> <p>イ 的確でスピーディーな保証審査を行うため、簡易審査要件の見直しを行い、保証審査の迅速化に努めた。 また、内部研修実施により事務の平準化を図り、協会利用者の利便性向上に努めた。</p> <p>【簡易審査（小口審査）の要件見直しと実績】 平成26年9月申込額の要件を10百万円以内に改正。 (改正前 750万円以内) 保証承諾 1,697件（承諾全体に占める割合 24.8%） (前年度 1,837件, 25.0%)</p> <p>【保証処理内定日数】 5日以内を目標として定め、早期処理に努めた結果平均4.4日（前年度4.4日）となった。</p> <p>【内定処理までの経過日数別状況】 (単位:件,%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5日以内</th> <th rowspan="2">6～14日以内</th> <th rowspan="2">15日以上</th> <th colspan="3">構成比</th> </tr> <tr> <th>5日以内</th> <th>6～14日以内</th> <th>15日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,755</td> <td>1,020</td> <td>222</td> <td>79.3</td> <td>17.0</td> <td>3.7</td> </tr> </tbody> </table>	5日以内	6～14日以内	15日以上	構成比			5日以内	6～14日以内	15日以上	4,755	1,020	222	79.3	17.0	3.7	<p>B</p> <p>A</p>	
5日以内	6～14日以内				15日以上	構成比												
		5日以内	6～14日以内	15日以上														
4,755	1,020	222	79.3	17.0	3.7													
評価項目の自己評価																		
<p>スピーディーな保証審査を図るために、小口審査の要件見直しを行い対象先の拡大を行うとともに、内部研修を通じた保証審査事務の平準化に努めた結果、保証処理内定日数の平均は、安定的に推移し、スピーディーな申込対応が行えたものと判断している。</p> <p>また、保証申込受付後一定期間経過している未処理案件については、役席による進捗状況のチェックを行い、適切な指示に基づく処理に努め、更なる保証審査の遅延防止を図っている。</p> <p>さらに、中小企業者が保証利用しやすい環境づくりについては、相談会の実施やリーフレットの作成など保証制度概要を周知する取組みを継続的に行っているが、更なる中小企業者の利便性向上のため、適宜徴求書類や審査事務手続きについて見直し等を行う必要があると考える。</p>																		
評価項目の達成に向けた次年度以降の取組み																		
<p>スピーディーな保証審査を行うため、保証審査に一定期間を要した事案について、部内研会において事例検証等を実施する。</p> <p>また、平成26年度に実施した金融機関及び商工団体向けアンケートを踏まえ、顧客満足度（CS）向上のため、部内研修において一層の保証審査事務の平準化を図り、事務の効率化を行っていく。</p> <p>さらに、中小企業を取り巻く経営環境に関する情報や協会保証に対する要望等を収集するため、関係機関が主催するイベント等へ積極的に参加することとする。</p>																		

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い



評価項目	(3) 創業の支援体制の強化及び地球温暖化対策に取り組む中小企業者への支援		総合判定
			A
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況		達成度
<p>ア 創業資金については、引き続き専任担当者による事業計画に対する助言及びフォローアップ等きめ細やかな対応に努めるとともに、創業塾等のセミナーへの積極的な参加や協会主催の創業者向け相談会等の開催により創業予定者への支援の充実を図る。</p> <p>イ 環境マネジメントシステム（ISO 14001・エコアクション21又はグリーン経営）の認証を取得し、地球温暖化対策に取り組んでいる中小企業者や再生可能エネルギー発電設備の導入及びそのメンテナンスを必要とする中小企業者については、引き続き信用保証料率の割引を実施するとともに、金融機関及び商工団体等との連携強化により利用の促進を図る。</p>	<p>平成24年度から配置している2名の創業専任担当者を中心に、鹿児島県及び鹿児島県中小企業団体中央会との共催による創業者向け相談会の開催、金融機関や商工団体が開催する創業塾への参加などにより創業予定者等からの相談、また、創業後のフォローアップとして、モニタリングを行った。</p> <p>また、環境マネジメントシステムの認証を取得している中小企業者については、引き続き保証料の割引を行った。</p> <p>【創業関係に係る保証実績】 253件（前年比95.8%） 1,524百万円（同96.8%）</p> <p>【モニタリング実績】 214先（同132.9%）</p> <p>【環境対策サポート保証実績】 39件（同100.0%） 741百万円（同88.9%）</p> <p>【環境マネジメント認証取得者に対する保証実績】 94件（同117.5%） 2,496百万円（同124.6%）</p>		A
評価項目の自己評価			
<p>創業者への支援については、相談会の開催や創業塾への講師参加と併せ、保証申込みのあった中小企業者と面談し（離島を除く）、きめ細やかな対応を行った。更に、保証協会を利用して創業した中小企業者については創業後のモニタリングを行うなど、創業前、創業時、創業後のそれぞれの過程において、適宜、適切な支援がなされているものと判断している。</p> <p>特に創業後のモニタリングにおいては、資金繰り以外の要望についても、「鹿児島県よろず支援拠点」と顧客の橋渡しを行うことで、顧客が創業後に直面する問題解決にも積極的に取り組んでいる。</p> <p>また、地球温暖化対策に取り組んでいる中小企業者等については、環境対策サポート保証や認証取得者が保証利用する際に保証料率の割引を行っており、本割引制度を利用した保証承諾件数・金額は増加傾向であるが、同対象先に対する利用推進の取組みについては工夫する必要があると認識している。</p>			
評価項目の達成に向けた次年度以降の取組み			
<p>創業者への支援については、中小企業者や金融機関等からの電話相談等に丁寧に対応していくとともに、関係機関が主催する創業塾への参加を機会に保証利用の推進を行い、また、創業後のフォローアップを行いながらきめ細やかな支援体制を継続する。</p> <p>また、地球温暖化対策等に取り組んでいる中小企業者への支援については、国の施策を見極めながら、支援方策の見直しや割引制度の更なる周知拡大を行うとともに、対象先への利用推進に向けた取組みを実施する。</p>			

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

## 2 期中管理部門

評価項目	(4) 期中支援体制の充実・強化		総合判定												
			A												
課題解消のための方策															
方策の項目	実施状況		達成度												
<p>ア 事故報告書受理前の初期延滞の段階より、金融機関との協議や当該企業との面談等による早期実態把握を行い、破綻危機回避のための必要かつ適切な措置を講じ、代位弁済の抑制を図る。</p> <p>イ 資金繰りの悪化等から一時的に窮境に陥った企業に対し迅速かつ効果的な支援を行うため、積極的にサポートミーティングを開催し、金融機関との連携を図りながら、企業の資金繰り及び経営の改善を支援する。</p>	<p>延滞及び事故報告の企業について、破綻危機回避のため金融機関・認定支援機関等と連携を図りながら必要かつ適切な支援措置を講じた。</p> <p>ア 延滞及び事故報告先に対する対応 【4日以上30日以内の延滞先】 専任担当者による金融機関への毎月ヒアリングの実施。 【30日超の延滞先及び事故報告受理企業】 金融機関と連携を図り、訪問・呼出等による実態把握、必要に応じた条件変更等の実施。</p> <p>・条件変更の実績 (単位:件,百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">金額</th> <th colspan="2">前年比</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承諾</td> <td>2,614</td> <td>34,108</td> <td>99.8</td> <td>93.8</td> </tr> </tbody> </table>			件数	金額	前年比		件数	金額	承諾	2,614	34,108	99.8	93.8	A
	件数	金額				前年比									
			件数	金額											
承諾	2,614	34,108	99.8	93.8											

	<p>【年度末における延滞件数】 577件（対前年比81.5%）</p> <p>【当年度中事故報告受付状況】 724件（対前年比91.3%）、6,165百万円（同96.2%）</p> <p>イ 返済緩和等の金融支援が必要な先に対する対応 返済緩和等の金融支援が必要な企業のうち、計画の策定・金融機関間の合意調整等が必要である企業に対してはサポートミーティングを開催し、支援に向けた枠組みを迅速に構築した。 ・実績 48企業 54回</p>	A
<b>評価項目の自己評価</b>		
<p>延滞及び事故報告先に対しては、金融機関との連絡を密に行い早期の延滞解消に努めた結果、延滞先数や事故報告企業数の減少に繋がるとともに、代位弁済の抑制が図られたことは、期中支援の効果がでてきているものと評価している。</p> <p>また、返済緩和等の金融支援が必要な企業については、状況確認を行いながら必要に応じサポートミーティングを開催し、条件変更等により対応してきた結果、当該企業の資金繰りの安定化に寄与しているものと判断している。</p> <p>さらに、サポートミーティングの相談件数も増加傾向にあり、経営支援策の手法として関係機関にも認知されてきたものと判断している。</p>		
<b>評価項目の達成に向けた次年度以降の取組み</b>		
<p>金融機関との連携を密に取り、企業の状況に応じた期中支援を行っているが、依然として中小企業の経営環境は厳しく、条件変更は高い水準で推移していることから、引き続き、的確な期中支援を実施し、延滞の長期化防止、事故案件の抑制に繋げていくこととする。</p> <p>条件変更を繰り返す企業の内、返済緩和の状態から脱却できない企業については、サポートミーティングを活用し、金融機関と連携のもと、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業の推進を行い、抜本的な経営体質改善を目指していく一方、一定の返済が見込める企業については、資金繰りの安定化を目的としたサポート保証等を提案し正常化に導くなど、支援強化に取り組むたい。</p>		

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	<b>(5) 経営・再生支援の充実・強化</b>		総合判定 <b>A</b>																		
			<b>課題解消のための方策</b>																		
方策の項目	実施状況		達成度																		
<p>ア 経営改善・事業再生に取り組む企業に対し、金融機関や中小企業再生支援協議会等との連携を強化し支援策を講ずるとともに、産業競争力強化法に基づき創設された事業再生計画実施連保証（「経営改善サポート保証」）等の推進により借換えやニューマネー対応など、資金調達の円滑化を図り、企業の再興に向けた事業計画の推進を支援する。</p> <p>イ 「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を活用し、自ら経営改善に取り組む企業を支援するため、サポートミーティングを積極的に実施するとともに、経営改善計画策定費用の補助事業と併せて改善計画策定を支援する。</p> <p>ウ 複雑・高度化している企業の経営課題の解決を支援するため、地域プラットフォームにおける専門家派遣事業の推進に努めるとともに顧問弁護士・顧問税理士及び事業再生に関する外部専門家を有効活用し、コンサルティング機能の向上を図る。</p>	<p>経営改善・事業再生に取り組む企業を支援するため、金融機関・中小企業再生支援協議会等との連携を強化し、改善計画の策定や事業再生の推進を支援した。</p> <p>ア 中小企業再生支援協議会が関与する案件は大幅に増加していることから、バンクミーティングに積極的に参加し、改善計画に沿った必要な措置を講じた。</p> <p>・同協議会案件 (単位:件,百万円)</p> <table border="1" data-bbox="639 1301 1339 1480"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">金額</th> <th colspan="2">前年比</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証承諾</td> <td>11</td> <td>316</td> <td>366.7</td> <td>325.8</td> </tr> <tr> <td>条件変更</td> <td>436</td> <td>9,509</td> <td>117.8</td> <td>100.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、企業の資金繰りの改善を支援するため、サポートミーティングを活用した「経営改善サポート保証」等を推進し、事業再生計画の推進を図った。 保証実績 13件 430百万円</p> <p>イ 国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善に取り組む企業を支援するため、サポートミーティングを開催し改善計画を協議するとともに、計画策定費用の補助事業を実施することにより企業の負担軽減を図った。 ・認定支援機関による改善計画策定企業 29企業 ・補助利用申請企業 32企業 3,066千円</p> <p>ウ 専門家派遣の実績は5件。 業種別セミナーは1回開催、税理士による勉強会は4回実施。</p>			件数	金額	前年比		件数	金額	保証承諾	11	316	366.7	325.8	条件変更	436	9,509	117.8	100.3	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	
	件数	金額				前年比															
			件数	金額																	
保証承諾	11	316	366.7	325.8																	
条件変更	436	9,509	117.8	100.3																	
<b>評価項目の自己評価</b>																					
<p>中小企業再生支援協議会が関与する企業に対しては、金融機関をはじめとした関係機関との連携を密にし、迅速かつ適切な金融支援を行うとともに、バンクミーティングを通じ、経営者に対しては再生に対する経営者としての自覚を促し、企業の抜本的な再生に向けた支援を行うことができた。</p> <p>再生支援策の手段として、「経営改善サポート保証」等を利用することにより、条件変更先から正常先への転換を図ることができたことは、再生計画段階における資金繰りの安定を支援することに繋がったと評価している。</p> <p>また、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を推進するため、引き続き協会独自の補助事業を実施するとともに、経営改善支援センターや税理士会等との連携を強化し推進に努めた結果、計画策定企業の増加に繋がっていることから、経営改善に取り組む企業の支援は強化されている。</p> <p>専門家派遣については、サポートミーティングや企業訪問の機会をとりえ、周知に努めた結果、5件の利用実績となった。</p>																					

評価項目の達成に向けた次年度以降の取組み

中小企業再生支援協議会関与案件は平成 25 年度から大幅に増加しており、また、認定支援機関による経営改善計画策定企業も増加傾向にあることから、引き続き金融機関・支援機関と連携し、サポートミーティングや企業訪問等を実施し、各支援策の積極的推進を図ることで企業の存続・発展を支援していくこととする。また、経営の安定に支障が生じている企業に対し、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助事業」を平成 27 年度から新たにスタートさせる。

注) 達成度については、A・B・C の 3 段階とする。A～高い B～普通 C～低い

### 3 回収部門

評価項目	(6) 求償権の適正管理と回収促進	総合判定																																																														
		A																																																														
課題解消のための方策																																																																
方策の項目	実施状況		達成度																																																													
<p>ア 代位弁済後の初期段階において、債務者等の資産調査や現況把握を徹底し、状況に応じた効果的な回収方針を立て対処する。</p> <p>イ 「求償権の分類及び進行管理に関する要領」等の規定に基づき適正な求償権管理を行うとともに、「経営者保証に関するガイドライン」や「一部弁済による連帯保証人債務免除に関する事務取扱要領」の規定に基づき、債務者等の履行能力に応じた柔軟な対応を行う。</p> <p>また、適時・的確な法的措置（本訴、支払督促、仮差押、競売等）を講ずることにより、回収促進を図る。</p> <p>ウ 有担保案件の処分促進のため、タイムリーな情報発信に努めるとともに、任意処分又は競売等効果的な手段を講じる。</p> <p>エ 保証協会債権回収(株)との連携を強化し、効率的かつ効果的な回収に努める。</p> <p>オ 回収が困難又は不能な求償権については、引き続き専任担当者を配置することにより、適時・的確な管理事務停止及び求償権整理を行い、回収が見込まれる求償権への集中的な取り組みを行う。</p>	<p>求償権には代位弁済後間もないものや長く時間が経過したものの、担保付や無担保など様々な形態の案件がある。</p> <p>この求償権を効率的に管理し、回収を促進するため、求償権の実態を的確に把握し、状況に応じた回収方針を定め、対応した。</p> <p>ア 新規求償権の適正管理と回収促進 平成 26 年度中の代位弁済先 248 企業のうち、行方不明又は破産等の法的手続きに移行しているものを除く、147 企業について、代位弁済後 20 日以内を目途に債務者との接触に努め、早期実態把握により回収方針を策定した。</p> <p>イ 既存求償権の適正管理と回収促進 (ア) 「求償権の分類及び進行管理に関する要領」に基づき全件ヒアリングを実施し、債務者等の現状に応じた回収方針を定め、法的手続きを含めた督促を行った。 なお、完済見込みのない求償権においては、連帯保証人の資力・生活実態を踏まえ、履行能力に応じた積極的な一部弁済による保証債務免除を提案し、長期化が見込まれる案件の早期解決と回収の最大化に努めた。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本訴</th> <th>支払督促</th> <th>競売</th> <th>仮差押等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法的執行件数 前年比 70.8 %</p> <p>(イ) 有担保求償権の回収として、不動産担保のうち、処分対象となっている不動産情報を、金融機関・不動産業者等を訪問し、提供することにより、早期売却の促進に努めた。</p> <p style="text-align: right;">【不動産処分状況】 (単位:百万円,%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">平成26年度</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>前年比</th> <th>金額</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任意処分</td> <td>331</td> <td>140.9</td> <td>313</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>競 売</td> <td>270</td> <td>173.8</td> <td>130</td> <td>48.1</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>601</td> <td>154.1</td> <td>443</td> <td>73.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、訪問状況は次のとおり。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実地調査</th> <th>金融機関</th> <th>不動産業者等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>57</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 定期回収先からの確実な回収と古い求償権の掘り起しを図るため、保証協会債権回収(株)（以下「サービサー」という。）との連携強化を図ることとし、委託求償権の管理や回収方針の統一化を図るため、訪問スケジュール管理や全件ヒアリングを行うなど、委託後も積極的に関与し、効果的な回収に努めてきた。</p> <p>ウ 回収困難な求償権の適時・的確な管理 回収が困難と判断される求償権については、適時、管理事務停止と求償権整理の事務処理を推進し、管理事務の効率化を図った。</p> <p style="text-align: right;">【処理状況】 (単位:件,百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">平成26年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理事務停止</td> <td>415</td> <td>2,579</td> <td>502</td> <td>3,618</td> </tr> <tr> <td>求償権整理</td> <td>860</td> <td>3,165</td> <td>367</td> <td>2,099</td> </tr> </tbody> </table>		本訴	支払督促	競売	仮差押等	合計	52	9	18	1	80		平成25年度		平成26年度		金額	前年比	金額	前年比	任意処分	331	140.9	313	94.5	競 売	270	173.8	130	48.1	合 計	601	154.1	443	73.7	実地調査	金融機関	不動産業者等	合計	57	11	2	70		平成25年度		平成26年度		件数	金額	件数	金額	管理事務停止	415	2,579	502	3,618	求償権整理	860	3,165	367	2,099	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>
本訴	支払督促	競売	仮差押等	合計																																																												
52	9	18	1	80																																																												
	平成25年度		平成26年度																																																													
	金額	前年比	金額	前年比																																																												
任意処分	331	140.9	313	94.5																																																												
競 売	270	173.8	130	48.1																																																												
合 計	601	154.1	443	73.7																																																												
実地調査	金融機関	不動産業者等	合計																																																													
57	11	2	70																																																													
	平成25年度		平成26年度																																																													
	件数	金額	件数	金額																																																												
管理事務停止	415	2,579	502	3,618																																																												
求償権整理	860	3,165	367	2,099																																																												

評価項目の自己評価
<p>代位弁済後短期間のうちに債務者等と接触することに努めたことから、債務者等の資力や履行能力などを早い段階で把握することができ、実態を踏まえた回収方針の早期決定に繋がった。</p> <p>また、回収が長期化した求償権、無担保、保証人のない求償権の増加など、回収環境が非常に厳しくなっている中、これまで継続的に行ってきた適時・的確な法的措置を含めた督促や、担保物件処分手続きの促進等、実施してきた方策が回収計画を上回る結果へ結びついたものと判断している。</p> <p>このうち、サービス委託の求償権は、全件ヒアリングなどにより、保証協会が関与し、回収方針の統一化による債権管理の徹底を図った結果、一部弁済による連帯保証人の免除や、損害金減免による債務完済に繋がる事案もみられたが、債務者等の高齢化が進むなど、回収金額が減少傾向にあることから、引き続き一体となって回収に努める必要があるものと認識している。</p> <p>また、管理事務停止や求償権整理については、毎年専任担当者を配置し、積極的に処理しており、回収可能な求償権の回収業務に集中できる体制が整ってきていると考えている。</p>
評価項目の達成に向けた次年度以降の取組み
<p>新規求償権は、これまでどおり早期着手に努め、その他の求償権については、個々の債務者等の実態に即した手段を講じるにより、回収が長期化しないよう対応していく必要がある。</p> <p>特に、法的措置による督促については、回収に繋がるまでに時間を要するため、さらに手続きの進行管理を徹底することとし、また、有担保求償権については、金融機関や不動産業者に対して当該不動産情報を効果的に提供する体制の整備を行うなど、引き続き任意処分を推進する。</p> <p>また、定期回収が減少傾向にあることから、サービスにおいて、新たな定期回収先の掘り起しに努めたい。</p>

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

## 4 その他間接部門

評価項目	(7) 能力開発・人材育成の取り組み強化	総合判定
		A
課題解消のための方策		
方策の項目	実施状況	達成度
<p>ア 協会内外の研修・セミナー等に積極的に参加し、広く中小企業者の経営・金融相談に対応し得る専門知識の習得や各種業界の動向等に関する見識を深めるなど、職員の更なる能力開発を図る。</p> <p>イ 人事考課制度を有効に活用し、効果的な職務指導を行うことにより、人材の育成・強化を図る。</p> <p>ウ 資格取得等表彰制度により、中小企業診断士等協会の業務推進に緊密な関係を有する国家資格の取得や全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）が実施する信用調査検定の資格取得等を積極的に支援する。</p> <p>エ 決算状況説明会や経営計画に係る自己評価の結果報告を行うとともに、信用保険の収支状況等の研修会を実施し、職員の信用補完制度に関する現状認識を深める。</p> <p>オ 協会の抱える問題や将来的な課題について、他県協会の取り組みも踏まえ、その課題解決に向けた研究・検討を行うこととし、職員の問題意識、経営参画意識の向上を図る。</p>	<p>職員の能力開発・人材育成のため、協会内外の研修・セミナー等への参加を年初に策定し、計画的に実施した。</p> <p>ア 職員の業務に関する専門知識の向上、中小企業者や関係機関との折衝、コミュニケーション能力の向上などについては、全国信用保証協会連合会が主催する業務別・課題別研修及び職階別研修に対象となる役職員を参加・受講させた。</p> <p>更に、職員の幅広い知見を深めるため、外部団体主催のセミナー等にも積極的に参加させ、6団体の14研修等に延べ25名が参加した。</p> <p>また、併せて日常の職場内におけるOJTや人事考課の面談でレベルアップに向けた指導とフォローを行った。</p> <p>イ 将来を見据えた発想力や経営参画意識を向上させることを目的とした研修として、各部における経営計画説明会、平成25年度の協会収支説明会、日本政策金融公庫による保険動向説明会及び協会若手職員との意見交換会などを開いた。</p> <p>また、協会に関係する情報や他県協会の業務実績など適宜配信する体制をつくり、職員全員に対し積極的に情報提供を行った。</p> <p>更に、各部における課題への取組みとして、他県8協会の業務視察を実施し、研究、検討を行った。</p>	A
評価項目の自己評価		
<p>業務に関する専門知識の向上に係る研修については、年初に策定した研修計画に沿った諸研修やセミナーへの参加・受講により、各職位及び担当する業務に応じた知識の習得が進んでいる。</p> <p>資格取得支援については、積極的な支援方針の中、中小企業診断士資格取得において、資格取得への挑戦意欲を引き出すことができた。なお、1名が資格を取得し、また、受験者の中から4名が一次試験に合格した。</p> <p>外部団体主催のセミナーへの参加については、セミナー等の情報収集に努めた結果、経済情勢や業界動向など幅広い知識を習得する機会を提供することができた。</p> <p>また、他県協会の業務視察については、職場改善や協会のより効率的な運営に繋がる情報の収集等ができたことから、今後の業務運営上で参考になるものと考えている。</p>		
評価項目の達成に向けた次年度以降の取組み		
<p>引き続き、計画的に研修へ参加させることにより、より一層職員の専門知識の習得及び資質向上を図るため、積極的な取組みを行っていくこととする。</p> <p>また、外部団体主催のセミナー等への参加については、協会を取り巻く環境の変化に対応しうる人材育成を目指し、今後セミナー等に関する情報の収集先を広げ、職員に幅広い知見を習得できる機会の創出に努めることとする。</p>		

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(8) 業務文書の電子化の推進及び電算処理システムの適正かつ効率的な運用		総合判定
			B
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況	達成度	
ア 電算処理システムの開発・変更・維持管理等については、電算業務取扱規程に基づき、適正かつ効率的な運用に努めるとともに、関係部署間の連携強化によりシステムの活用による事務効率の向上を図る。	円滑な業務運営を行ううえで常に良好な状態で、正確性及び安全性を保持し、事故を防止しながら安定的な電算運用を行うため、共同システム関係先や現業部門と連携を取りながら効率的な運用に努めた。	A	
イ 共同システム運用協議会及び保証協会システムセンター(株)との連携を図り、システムの安定的な運用を確保するとともに、システムの事故・障害の発生防止に努める。	ア 共同システム運用協議会の構成協会として積極的に運営に協力した。また、検討が進められている保証料統一化については、所管部署への情報提供を随時行った。 各部署からの要請(システム開発3件、システム変更2件)に対しては、電算システム検討委員会において開発等の必要性や緊急性などを検討のうえ対応しており、事務の効率化を図った。		
ウ 業務文書の電子化を推進するとともに、文書管理システムを適正に運用する。	イ 文書電子化については、関係部署との連携を図り、概ね計画通りの進捗となった。	B	
評価項目の自己評価			
共同システム運用協議会や保証協会システムセンター(株)との連携を取ることで、システムの安定的な運用を図ることができた。また、運用協議会の構成協会として、共同システムに新規に参加する他県協会からの視察や照会等に積極的に対応することにより、参加協会間での協調・連携を図ることができた。 文書電子化については、移行作業と併せて関連諸規程の改訂も行うなど、計画通りに進んでいる。			
評価項目の達成に向けた次年度以降の取組み			
今後も共同システム運用協議会や保証協会システムセンター(株)との連携を図り、安全で適正かつ効率的な運用に努める。 業務文書の電子化については、平成27年5月に移行作業を終了し、以後はルーチン業務としてスタートすることとなるため、事務処理手段やチェック体制に関するマニュアル等の整備を行い、文書管理システムの適正な運用に努める。			

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(9) 個人情報の適正な管理及びコンプライアンス態勢の充実・強化		総合判定
			B
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況	達成度	
ア 個人情報保護に関する諸規定の周知徹底を図るとともに、日常業務における顧客情報管理の重要性について、職員に対し更なる指導徹底を行い、個人情報の適正な管理に努める。	経営上の最優先課題であるということ念頭に、役職員のコンプライアンスの徹底と意識向上を高めるよう計画的に取り組んできた。	A	
イ 「コンプライアンス・プログラム」に基づき、会議や研修・啓蒙活動を通じて役職員の倫理意識及び公共意識の向上を図り、業務上守るべき法令・諸規程等を遵守するとともに、関連する情報を共有してコンプライアンス態勢の充実・強化を図る。	ア コンプライアンスの徹底は、常勤役員会において承認された年間計画(プログラム)に基づく研修を主体に実施し、役職員の意識向上を図った。 また、各部署での研修や情報漏えい等に関する事件等の情報提供を通じ、日常業務における顧客管理上の注意喚起を行い、個人情報の適正な管理徹底に努めた。		
ウ 「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づき認定した反社会的勢力をデータベース化するとともに、連合会により構築された情報共有システムを活用して業務区域外の情報収集を行い、不正利用等の未然防止に活用するなど、有事における対応体制の強化を図る。 また、引き続き鹿児島企業防衛対策協議会等関係機関と連携し情報収集を行い、取得した情報は適宜現業部門にフィードバックする。	コンプライアンス担当者向け研修 講師：常務(5月)、専務(3月) 全体研修 講師：鹿児島県人権擁護委員(6月) 講師：顧問弁護士(10月) 個別研修 講師：各部長(4月)、課長(7月) その他、地域社会に対する貢献活動として産業会館周辺の清掃活動を行った。(7、12、3月)	B	
エ 事業継続計画(BCP)についての知識と理解・習得を深めるとともに、緊急事態においても一定水準の業務の継続性を確保するため、模擬訓練を実施する。 また、職員の危機管理・防災意識を高めるため、外部講師による防災研修を実施する。	イ 反社会的勢力の排除、不正防止のため、新聞情報や鹿児島県企業防衛対策協議会からの情報について、コンプライアンス委員会において反社会的勢力の認定作業を行い、データベース化を行った。 また、全国信用保証協会連合会情報共有システムによる情報を取得し、現業部門へのフィードバックを行った。	B	
	ウ 事業継続計画については、6月に緊急事態における連絡網に基づいた行動の手順について、確認の模擬訓練を行った。 11月には、外部講師による防災研修を開催した。	B	

評価項目の自己評価	
<p>平成26年度コンプライアンス・プログラムに基づいた研修の実施や他企業の個人情報漏えい事案情報の提供等により役職員のコンプライアンスに対する認識が高まり、コンプライアンス上問題となる事案の発生はなく、顧客情報管理の徹底が図られたものと評価している。</p> <p>また、データベース化された反社会的勢力の情報活用や鹿児島県警、暴力追放センターとの連携により業務に係る不正利用の防止体制は整っているが、反社会的勢力との取引が判明した場合の対応の必要性について、認識が不足していた。</p> <p>事業継続計画に関する管理職を対象とした研修や外部講師による職員全体を対象とした防災研修は災害時における訓練等であり、職員の危機管理意識を高める動機づけになったものと評価している。</p> <p>ただし、事業継続計画に基づく日常業務の模擬訓練については、文書電子化に伴う業務事務手作業マニュアルの改正が遅れていることから、実施に至っていない。</p>	
評価項目の達成に向けた次年度以降の取組み	
<p>今後も引き続きコンプライアンス・プログラムに基づく研修や啓蒙活動を行い、適正な業務運営に努めていく。特に個人情報の管理については、周知徹底を図ることとする。</p> <p>反社会的勢力の情報については、引き続きデータベース化を進め、関連機関（サービサー）や金融機関とも適宜情報を共有しながら、反社会的勢力の排除、不正防止に努めていくとともに、反社会的勢力との取引が判明した場合の対応方針策定手続や進捗管理のルールを定めることとする。</p> <p>事業継続計画に関しては、早急に業務事務手作業マニュアルの改正を行い、緊急事態においても一定水準の業務の継続性を確保するために模擬訓練を実施する。</p>	

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(10) 効果的な情報の収集・伝達の充実・強化		総合判定
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況		達成度
<p>多岐にわたる各種情報について、迅速・的確な情報の整理・分析を行い、関連部署との共有を深め、更なる有効活用を図っていく。</p> <p>また、今年度は第3次中期事業計画の最終年度に当たるため、過年度の取り組みの検証を行うとともに、県内情勢、中小企業の経営環境や金融動向、協会に対するニーズなどの確に把握し、それらを反映させた次期中期事業計画の策定を行う。</p>	<p>情報共有システム「スターオフィス」及び文書管理システム「ラビニティ」のフォルダーを整備し、情報の体系化を行った。</p> <p>また、社内メールや全社フォルダーを利用して、役職員に伝達する情報の種類や方法を定め、事務処理をルーチンワーク化した。</p> <p>中小企業の金融動向や協会に対するニーズ等を把握し、今後の業務に生かすため、金融機関及び商工団体へのアンケート調査を実施した。</p>		A
評価項目の自己評価			
<p>取得した情報を整備・体系化したことにより、情報の種類や情報の管理場所が定められ、情報の共有化と有効活用が期待できるようになったと評価している。</p> <p>また、金融機関及び商工団体へのアンケート調査の結果得られた各種意見や要望は、新たな中期事業計画及び年度経営計画策定の参考とすることができた。</p>			
評価項目の達成に向けた次年度以降の取組み			
<p>提供する情報については、役職員のニーズに合った情報の提供に努める。</p> <p>今後も中小企業者の経営環境や金融動向、協会に対するニーズを的確に把握するため、定期的に金融機関等向けのアンケート調査を実施し、得られた結果を業務運営に反映させていくこととする。</p>			

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	(11) 内部監査を通じての経営目標の効果的な達成への貢献		総合判定
課題解消のための方策			
方策の項目	実施状況		達成度
<p>協会の業務活動状況、財産保全状況及び会計処理状況並びにコンプライアンス態勢等の遂行状況を検証・評価するとともに、政策提言を通じて協会の経営目標の効果的な達成に貢献する。</p> <p>また、無通告監査の活用や監事監査との緊密な連携により、効果的な内部監査を実施する。</p>	<p>内部監査は、月別、部門別に監査事項を定めた年間計画に基づき、計画どおり実施（各部4回実施）。</p> <p>また、無通告監査を2回実施し、日常業務のチェックを行った。</p> <p>基本的には、規程・マニュアル等に沿った業務の適正な運営状況を主に監査し、必要に応じ被監査部署への改善を指摘したほか、コンプライアンスプログラムの実施状況等についても監査を実施した。</p> <p>求償権回収業務の委託先であるサービサーについては、管理部の監査と同時に委託求償権の管理状況に関する実態調査も行った。</p> <p>常勤監事との緊密な連携を図り、決算監査や監事会運営を実施した。</p>		B
評価項目の自己評価			
<p>内部監査については、監査計画に基づき計画した全ての監査を実施し、各部署の業務遂行状況を監査した結果、協会の財産保全の確保、コンプライアンス態勢の確立、また、各現業部門の適正な事務処理に効果的であったと判断している。</p> <p>常勤監事と連携し、決算監査や無通告監査を実施し、的確かつ効率的な監査を行うことができた。</p>			
評価項目の達成に向けた次年度以降の取組み			
<p>今後、監督指針や協会内規程等の改正があった際は、その内容について内部監査項目に追加すべきか検討を行い、必要に応じて見直しを行うなど、リスクに対応できる確実な監査を実施し、業務運営の適正化を図っていく。</p> <p>また、常勤監事と緊密な連携をとり、協会運営に対する政策提言を行いながら、より効果的な内部監査を実施していくこととしたい。</p>			

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

## 5 事業計画

(単位：百万円、%)

項目	25年度 実績 A	26年度		対前年度 実績比 C / A	計画比 C / B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 保証承諾	73,893	75,000	68,016	92.0	90.7	C	最近の金利情勢からみて、信用保証料率に割高感があることや、後継者不足・人手不足による休業等の影響など、外部環境の変化による影響が大きく、保証承諾は計画を下回った。
(2) 保証債務残高	190,544	190,500	179,504	94.2	94.2	C	保証承諾が減少傾向にある中で、年間を通して条件変更への積極的な対応を行ってきたが、債務償還による落ち込みをカバーしきれなかったことから、期末における保証債務残高は、計画を下回る結果となったと判断している。
(3) 保証債務平均残高	194,804	191,400	185,260	95.1	96.8	B	上記(2)により、保証債務平均残高は、計画を下回った。
(4) 代位弁済	3,820	4,000	3,637	95.2	90.9	B	金融機関との連携のもと、早期延滞解消に努めたことや、必要に応じ、経営改善・事業再生に取り組む中小企業者の支援を積極的に進めた結果、代位弁済の抑制に繋がり、計画を下回る結果となった。
(5) 実際回収	1,065	800	840	78.9	105.0	A	不動産担保や第三者保証人の無い求償権の増加、法的措置による債務整理案件の増加など回収環境は年々厳しくなっているが、このような状況下において、継続的に実施してきた方策の効果や求償権の分類による効果的な債権管理を行った結果として、計画を上回ったものと判断している。
(6) 求償権残高	777	896	936	115.3	104.5	D	年間の代位弁済額は減少したものの、年度末にかけ代位弁済が多く発生し、次年度以降の償却対象となる求償権が増えたことから、期末の求償権残高は計画比104.5%となった。

## 6 収支計画

(単位：百万円、%)

項目	25年度 実績 A	26年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
(1) 経常収入	2,932	3,004	2,929	99.9	97.5		<p>(2)保証料 保証料率の低い経営安定関連保証の債務残高の構成割合が前年度より低下したことから、平均保証料率は上昇したが、保証債務平均残高が、前年度より約110億円減少したことから、保証料は前年度比約91百万円の減収となり、計画比は95.4%となった。</p> <p>(3)運用資産収入 預け金の平均残高は計画と同額となり、利回りは計画に対し0.01ポイント上昇したことから、預け金収入は計画比4.9%の増となった。 また、有価証券の利回りは計画と同率となったことから、計画比100%となった。 これらにより、運用資産収入は計画比0.3%の増となった。</p> <p>(7)業務費 事務費等の経費削減に努めたことから、計画比7.1%減となった。</p> <p>(12)経常収支差額 業務費等の削減効果により、経常収支差額は計画比10.5%増となった。</p> <p>(27)当期収支差額 上記(12)に加え、代位弁済が計画を下回ったこと、損失補償金による補てん処理が図られたこと等から、経常外収支差額のマイナスは計画より減少した。これにより、当期収支差額は、計画を74百万円上回る8億14百万円となった。</p>
(2) 保証料	2,146	2,154	2,055	95.8	95.4		
(3) 運用資産収入	343	332	333	97.1	100.3		
(4) 責任共有負担金	368	428	447	121.5	104.4		
(5) その他	75	90	94	125.3	104.4		
(6) 経常支出	2,054	2,233	2,078	101.2	93.1		
(7) 業務費	800	844	784	98.0	92.9		
(8) 借入金利息	0	0	0	—	—		
(9) 信用保険料	1,125	1,187	1,130	100.4	95.2		
(10) 責任共有負担金納付金	120	145	159	132.5	109.7		
(11) 雑支出	9	57	5	55.6	8.8		
(12) 経常収支差額	878	770	851	96.9	110.5	A	
(13) 経常外収入	5,087	5,124	4,535	89.1	88.5		
(14) 償却求償権回収	185	124	133	71.9	107.3		
(15) 責任準備金戻入	1,194	1,187	1,175	98.4	99.0		
(16) 求償権償却準備金戻入	234	291	232	99.1	79.7		
(17) 求償権補填金戻入	3,346	3,522	2,923	87.4	83.0		
(18) その他	128	0	72	56.3	—		
(19) 経常外支出	5,199	5,338	4,722	90.8	88.5		
(20) 求償権償却	3,763	3,934	3,323	88.3	84.5		
(21) 責任準備金繰入	1,175	1,176	1,115	94.9	94.8		
(22) 求償権償却準備金繰入	232	216	271	116.8	125.5		
(23) その他	29	12	13	44.8	108.3		
(24) 経常外収支差額	△113	△214	△187	165.5	87.4		
(25) 制度改革促進基金取崩額	173	184	150	86.7	81.5		
(26) 収支差額変動準備金取崩額	0	0	0	—	—		
(27) 当期収支差額	938	740	814	86.8	110.0	A	
(28) 収支差額変動準備金繰入額	469	370	406	86.6	109.7		
(29) 基金準備金繰入額	469	370	408	87.0	110.3		
(30) 基金準備金取崩額	0	0	0	—	—		
(31) 基金取崩額	0	0	0	—	—		



## 7 財務計画

(単位：百万円、%)

項目	25年度 実績 A	26年度		対前年度 実績比 C/A	計画比 C/B	実績の自己評価	
		計画 B	実績 C				
年金 融 中 機 出 関 え 等 ん 負 金 担 ・ 金	(1) 県	0	0	0	—	<p>(6) 基金準備金繰入 当期収支差額が、計画を上回る8億14百万円となったことから、繰入額は計画と比べ38百万円の増加が図られた。</p> <p>(12) 制度改革促進基金取崩 代位弁済が計画を大きく下回り、取り崩しの対象となる求償権が減少したことから、前年度及び計画を下回る150百万円の取崩しとなった。</p> <p>(7) 収支差額変動準備金繰入 当期収支差額が、計画を上回る8億14百万円となったことから、計画と比べ36百万円の繰入額の増加が図られた。</p>	
	(2) 市町村	0	0	0	—		
	(3) 金融機関等	0	0	0	—		
	(4) 合計	0	0	0	—		
(5) 基金取崩	0	0	0	—	—		
(6) 基金準備金繰入	469	370	408	87.0	110.3		
(7) 基金準備金取崩	0	0	0	—	—		
期 末 基 本 財 産	(8) 基金	5,788	5,788	5,788	100.0		100.0
	(9) 基金準備金	8,507	8,833	8,914	104.8		100.9
	(10) 合計	14,295	14,621	14,703	102.9		100.6
(11) 制度改革促進基金造成	85	—	82	96.5	—		
(12) 制度改革促進基金取崩	173	184	150	86.7	81.5		
(13) 制度改革促進基金期末残高	188	0	120	63.8	—		
(14) 収支差額変動準備金繰入	469	370	406	86.6	109.7		
(15) 収支差額変動準備金取崩	0	0	0	—	—		
(16) 収支差額変動準備金期末残高	5,912	6,237	6,318	106.9	101.3		
(17) 国からの財政援助	0	—	82	—	—		
(18) 基金補助金	0	—	82	—	—		
(19) 地方公共団体からの財政援助	180	202	207	115.0	102.5		
(20) 保証料補給 〔「保証料」計上分〕	0	0	0	—	—		
(21) 保証料補給 〔「事務補助金」計上分〕	21	52	50	—	—		
(22) 損失補償補填金	159	150	157	98.7	104.7		
(23) 事務補助金 (保証料補給分を除く)	0	0	0	—	—		
(24) 借入金運用益	0	0	0	—	—		

## 8 経営諸比率

(単位：百万円, %)

項目	25年度 実績 A	26年度		対前年度 実績増減 C-A	計画比 増減 C-B	実績の自己評価
		計画 B	実績 C			
(1) 保証平均料率	1.10	1.13	1.11	0.01	△ 0.02	(1)保証平均料率 県制度の保証料補助は、平成25年度から事務補助金として処理しているため、保証料収入の減少が見込まれた一方、保証料率の低い緊急保証制度保証の構成比が前年度より更に低下することから、保証平均料率は前年度より0.03ポイント上昇すると見込んだが、保証債務平均残高が計画を下回ったため、0.01ポイントの上昇に留まった。  (3)経費率 事務費等の経費削減に努めたことから、計画比0.03ポイント減となった。  (12)代位弁済率 保証債務平均残高は、計画比3.2%の減となったが、代位弁済は同9.1%の減となったことから、代位弁済率は同0.13ポイント減となった。
(2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合	0.18	0.17	0.18	0.00	0.01	
(3) 経費率	0.41	0.46	0.43	0.02	△ 0.03	
(4) (人件費率)	0.30	0.31	0.31	0.01	0.00	
(5) (物件費率)	0.11	0.15	0.11	0.00	△ 0.04	
(6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合	0.58	0.62	0.61	0.03	△ 0.01	
(7) 支払準備資産保有率	13.75	13.66	14.64	0.89	0.98	
(8) 固定比率	0.01	0.01	0.01	0.00	0.00	
(9) 基金の基本財産に占める割合	40.49	39.59	39.37	△ 1.12	△ 0.22	
(10) 求償権による基本財産固定率	3.81	4.65	4.52	0.71	△ 0.13	
	777	895	936	—	—	
(11) 基本財産実際倍率	13.33	13.03	12.21	△ 1.12	△ 0.82	
(12) 代位弁済率	1.96	2.09	1.96	0.00	△ 0.13	
(13) 回収率	2.76	2.48	3.87	1.11	1.39	

注) 1 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2 基本財産固定料欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。

3 算式

- (1) 保証平均料率……………保証料収入／保証債務平均残高
- (2) 運用資産収入の保証債務平残に対する割合……………運用資産収入／保証債務平均残高
- (3) 経費率……………経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高
- (4) 人件費率……………人件費／保証債務平均残高
- (5) 物件費率……………物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高
- (6) 信用保険料の保証債務平残に対する割合……………信用保険料／保証債務平均残高
- (7) 支払準備資産保有率……………(流動資産－借入金)／保証債務残高
- (8) 固定比率……………事業用不動産／基本財産
- (9) 基金の基本財産に占める割合……………基金／基本財産
- (10) 求償権による基本財産固定率……………(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産
- (11) 基本財産実際倍率……………保証債務残高／基本財産
- (12) 代位弁済率……………代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高
- (13) 回収率……………回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))

## 【Ⅲ 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言】

平成26年度経営計画の実施状況等に関する本協会の自己評価について、平成27年7月2日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、同年7月21日、同委員会の宮廻甫允委員長から本協会会長に対して、次のとおり、「平成26年度経営計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。

### 平成26年度経営計画の自己評価に係る意見等について

本県中小企業者を取り巻く環境は、いわゆるアベノミクス効果が地域経済へ波及しつつあるものの、実感としてはその効果が中小企業・小規模企業者まで至っていないことから、未だ業績好転の見通しのつかない企業も多く、依然として楽観視できない状況で推移している。

このような状況の下で、鹿児島県信用保証協会の業績は、保証承諾額 68,016 百万円（計画比 90.7%）、保証債務残高 179,504 百万円（同比 94.2%）、代位弁済額 3,637 百万円（同比 90.9%）、実際回収額 840 百万円（同比 105.0%）となった。

全国的に保証承諾が減少傾向にある中、本県も保証承諾並びに保証債務残高は事業計画の数値が達成されない状況にはあるものの、経営改善・事業再生に取り組む企業の支援を積極的に進めた結果、代位弁済の抑制に繋がり、当期収支額 814 百万円を計上するなど、厳しい経済環境の下で概ねバランスの取れた業務体制が構築されていることが窺える。

以上の状況を踏まえ、今後の安定した信用保証業務の継続と、より一層の経営基盤の強化を目指していただくために、当委員会は以下について提言する。

#### 1. 保証部門について

保証利用の推進や利便性向上のため、協会主催による金融機関若手職員対象のセミナーや債務完済予定先に対するDMの発送等、新たな取組みを含めた各種取組みを積極的に行っていることは評価できる。

しかし、最近の金利情勢や後継者不足・人手不足を背景とした休廃業等、外部環境変化もあり、保証承諾が年度計画及び対前年度実績を下回っていることから、今後、信用保証制度に関わる顧客のニーズを的確に掴み、より効果的な保証推進に繋がる施策の検討、拡充に努めるとともに、事務処理の改善等により更なる顧客満足度向上に努めていただきたい。

#### 2. 期中管理部門について

依然として経営状態の厳しい中小企業者が多くみられる中で、早期の実態把握による延滞解消を目指し金融機関との連携に努めたこと、また、一時的に窮境に陥った企業に対してのサポートミーティング（個別支援会議）や売上規模は大きい借入過大等の経営課題を抱える企業に対する経営・再生支援チームによるモニタリング実績が年々増加していることなど、経営・再生支援部門の充実・強化が図られていることは評価できる。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続くことが見込まれることから、広報等による各種施策の周知徹底を図るとともに、サポートミーティングと補助事業を絡めて実施するなど、施策の組合せによるコンサルティング機能の向上に努めていただきたい。

### 3. 回収部門について

無担保求償権や第三者保証人のない求償権の増加、債務者等の高齢化などにより回収環境が厳しくなる中、新規求償権の早期実態把握や回収の早期着手などの回収促進を着実に行った結果、実際求償権回収額は、事業計画を上回る結果となった。

今後も、回収環境は一段と厳しさを増すことが予想されるが、サービスの有効活用や債務者等の実状に応じた柔軟な対応を行うことにより、更なる回収促進に努めていただきたい。

### 4. その他間接部門について

職員研修やコンプライアンス・プログラムに基づく研修等は、それぞれの担当部署において計画的に実施され、職員の専門知識や資質の向上及びコンプライアンスに対する意識の高まりが認められる。今後もコンプライアンス体制の充実・強化に引き続き取り組むとともに、質の高い信用保証、経営支援・再生支援等のサービスの提供やコンサルティング機能の充実を図るため、更なる人材育成に努めていただきたい。

(参考) 外部評価委員会委員

委員長	宮廻 甫允	鹿児島大学名誉教授
委員	田畑 恒春	公認会計士
委員	野田 健太郎	弁護士

# 第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)の評価

## はじめに

本協会は、業務運営に関する経営方針や取り組むべき重点課題を明確にするとともに、その解消方策を着実に実施することによって、適切な業務運営を確保するため、平成24年4月に策定した「第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)」を策定し、信用保証協会法第35条第1項に基づき国に報告を行い、これら計画の着実な推進に努めてきました。

また、本協会における経営の透明性の一層の向上と対外的な説明責任を果たすために、これら計画の本協会による自己評価を行い、弁護士、公認会計士及び学識経験者で構成する「外部評価委員会」の意見・助言を受けたうえで、その評価結果を公表することとしています。

このため、本協会は、平成27年5月、本協会の関係職員で構成する「計画等自己評価委員会」において協議・検討を重ね、「第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)の評価(案)」を作成しました。

この「第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)の評価(案)」について、「外部評価委員会」による意見・助言を踏まえて、調整・修正し、次のとおり「第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)の評価」を取りまとめたところであります。

今後、この評価による成果を十分活かして、本協会の適切な業務運営の確保と運営規律の強化に努めて参る所存であります。

なお、「外部評価委員会」の委員各位におかれましては、「第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)の評価(案)」について、ご多忙の中、熱心に審議・検討していただき、貴重なご意見・ご助言を賜りましたことに対し、ここに、厚く御礼を申し上げます。

平成27年7月22日  
鹿児島県信用保証協会  
会長 山田 裕章

## 【I 基本方針】

第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)においては、経営方針について、次のとおり業務環境と業務運営方針を記述しているが、県内の経済動向と中小企業者を取り巻く環境は、いわゆるアベノミクス効果が地域経済に波及しつつあるものの、実感として中小企業者や小規模企業者まで至っていないことから、依然として楽観視できない状況が続いており、当初の見込みより厳しい状況での推移となったが、全体としては、概ね業務運営方針に沿った運営が推進された。

### 1 業務環境

#### (1) 鹿児島県の経済動向

最近の鹿児島県の経済動向をみると、個人消費関連は、大型小売店(百貨店・スーパー)の販売額が前年を下回ったが、新車販売台数(乗用車・軽自動車)はエコ意識の高まり等から、前年を上回るなど、全体としては持ち直しの動きが続いている。

観光関連は、九州新幹線全線開業効果による飲食業や観光産業等への波及効果が表われ、全体を押し上げている。

建設関連は、公共投資は減少基調が続いており、民間投資は、引き続き低水準ながらも持ち直しの動きが見られる。

生産活動においては、電子部品関連は円高の影響や海外との競争激化で厳しさを増し、受注の動きも弱く、食品関連は伸び悩み、全体としては減少基調にある。

また、雇用環境は依然として厳しい状況にあるものの、有効求人倍率は緩やかな改善が続いている。

計画期間内における県内の経済動向については、九州新幹線の新大阪直通便の増便や鹿児島・台北間の定期航路の開設等による観光産業等への効果が期待されている。

しかし、ヨーロッパ経済の不確実性の高まりや依然とした円高傾向の影響、製造業を中心とした工場の海外移転の影響等により、生産活動は弱含みで推移すること等から個人消費の大幅な増加や建設関連の回復は見込めず、また雇用環境も厳しい状況が続くものと予想されることから、全体としては低調に推移していくものと見込まれる。

#### (2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業を取り巻く環境は、九州新幹線全線開業効果や震災復旧の波及効果等の効果が期待されているが、長引く円高、ヨーロッパの金融危機等により、先行き不透明感が強く、依然として、楽観視できない状況で推移している。

一方、金融面から見ると、平成23年3月で終了した緊急保証に代わり持続しているセーフティネット保証5号の利用や「中小企業金融円滑化法」の期限が平成24年度末まで再延長されることを受け、当面は、企業倒産の発生が沈静化した状況が続くことが予想されるが、今後、業績の改善が進まず、過剰債務を内包した企業の倒産が増加するおそれがあるなど、引き続き厳しい状況が持続するものと見込まれる。

### 2 業務運営方針

このような県内の経済動向や中小企業を取り巻く環境の中にあつて、保証動向については、景気の低迷等の影響や緊急保証の一服感により、資金需要が低調な状況がしばらく続くものと予想されるが、県内の景気動向や経営環境のもとでは、中小企業者の金融の円滑化に対するニーズは高いものと認識しており、以下の施策の実施等により、今後は中小企業者の資金繰り改善や資金調達円滑化を図るための保証需要は漸増することが見込まれる。

また、返済緩和の条件変更は、中小企業金融円滑化法の期限延長により、引き続き増加することが予想される。

一方、代位弁済については、企業倒産は沈静化しているものの、景気の先行きが不透明な中では、代位弁済の増加が見込まれている。

また、回収については、有担保保証の減少及び第三者保証人の非徴収や破産申立等、法的整理の増加の影響による回収率の低下が見込まれる。

本協会は、この様な状況を踏まえ、保証利用度の向上及び保証承諾増進、さらに、創業の支援体制の強化、期中支援体制の充実・強化による代位弁済の抑制、経営・再生支援の充実・強化によるコンサルティング機能の向上、求償権の回収促進等を目指して、平成24年度から26年度までの3か年間における基本方針として、以下に掲げる事項の実現に向けて全力で取り組むこととする。

## 【Ⅱ 第3次中期事業計画の各評価項目に係る自己評価】

評価項目	1 保証利用の推進	総合判定																																																										
		B																																																										
取組方針				達成度																																																								
取組方針の項目	実施状況																																																											
<p>中小企業者の資金繰りの改善や資金調達の円滑化に寄与するために、金融機関や商工団体との連携強化、企業訪問・経営者との面談等を通じた適時・的確な審査の促進、効果的な広報等を行い、保証利用の推進を図ることとする。</p> <p>【初年度から3年度を通しての取組方針】</p> <p>①保証利用度の向上の促進 ②政策保証及び各種保証制度についての広報や利用促進 ③手元流動性向上の積極的支援 ④完済先、完済予定先に対する再利用促進 ⑤金融機関、商工団体との連携強化 ⑥企業訪問、経営者との面談促進</p>	<p>保証利用度の向上及び保証利用の促進を図るため、各種キャンペーンの実施や各種情報の提供及び情報の収集を行い、関係機関との連携強化を図った。</p> <p>また、的確な保証審査や保証の再利用を促すため、必要に応じ面談・訪問や完済企業に対するDM発送等も行った。</p> <p>ア 金融機関及び商工団体に対する保証推進</p> <p>(ア) 毎年度、保証利用先数増加キャンペーンを実施し、保証付き融資の推進に協力いただいた延べ61金融機関、16商工団体を表彰した。同キャンペーンの実施により保証利用者の増加を図ったが、保証利用者数は減少傾向で推移している。</p> <p style="text-align: right;">(単位:企業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度末</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成26年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証利用企業者数</td> <td>14,863</td> <td>14,727</td> <td>14,320</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 平成25年度から、地元5金融機関に対し、直近2年間に債務完済し、その後保証利用がない先の情報提供を行い、保証の再利用促進に努めた。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件,百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報提供件数</th> <th>保証承諾件数</th> <th>保証承諾額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1,545</td> <td>117</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,464</td> <td>78</td> <td>474</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 審査担当者による関係機関への積極的な訪問を行い、関係機関が持つ情報の収集に努めた。</p> <p style="text-align: right;">(単位:店舗,団体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関訪問</td> <td>159</td> <td>153</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>商工団体訪問</td> <td>39</td> <td>43</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 金融機関との研修会開催や商工団体が主催する会議に出席し、関係機関との交流を深めるとともに、協会に対する要望やその他情報の収集を行った。併せて、保証付き融資の円滑な利用を促進するため、制度案内や保証実務等の説明を併せて行った。</p> <p>イ 中小企業者に対する保証推進</p> <p>(ア) 直近2カ月以内に債務完済した中小企業者に対し、毎月DMによる再利用案内文書の発送及び訪問を行い、保証再利用の推進を実施した。</p> <p>【完済先に対するDM、訪問の実施状況】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>DM発送件数</th> <th>訪問件数</th> <th>保証申込件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>499</td> <td>407</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>442</td> <td>267</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>679</td> <td>376</td> <td>197</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 創業や新規の保証申込案件を中心に、当該企業との面談を行い、きめ細やかな対応に努めるなど、適正な保証審査を行った。</p> <p style="text-align: right;">(単位:企業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面談件数</td> <td>526</td> <td>482</td> <td>473</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 商工団体との連携のもと、新たな資金ニーズの掘り起こしと利便性向上を目的として、各商工団体事務所において1日経営相談会を実施。</p> <p>(エ) 債務完済後2年以上経過し、協会根抵当権が残存している企業や、1年後債務完済予定である企業に対し、保証再利用のDM発送を行った。</p> <p>ウ 関係機関や中小企業者に対し各種保証制度等を周知するため、適宜保証月報やEメール等による広報を行った。</p>				平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	保証利用企業者数	14,863	14,727	14,320		情報提供件数	保証承諾件数	保証承諾額	平成25年度	1,545	117	820	平成26年度	1,464	78	474		平成24年度	平成25年度	平成26年度	金融機関訪問	159	153	198	商工団体訪問	39	43	36		DM発送件数	訪問件数	保証申込件数	平成24年度	499	407	159	平成25年度	442	267	166	平成26年度	679	376	197		平成24年度	平成25年度	平成26年度	面談件数	526	482	473	B
	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末																																																									
保証利用企業者数	14,863	14,727	14,320																																																									
	情報提供件数	保証承諾件数	保証承諾額																																																									
平成25年度	1,545	117	820																																																									
平成26年度	1,464	78	474																																																									
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																									
金融機関訪問	159	153	198																																																									
商工団体訪問	39	43	36																																																									
	DM発送件数	訪問件数	保証申込件数																																																									
平成24年度	499	407	159																																																									
平成25年度	442	267	166																																																									
平成26年度	679	376	197																																																									
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																									
面談件数	526	482	473																																																									
				A																																																								
				B																																																								

評価項目の自己評価
保証利用の推進を図るための方策については、保証利用先数増加キャンペーン等や協会主催のセミナー、金融機関や商工団体等関係機関開催の研修会への参加、また、中小企業者に対しDMによる再利用案内文書の発送など各年度経営計画に基づき積極的に取組んだが、外部環境の影響もあり、保証承諾や保証債務残高は計画を下回り、利用企業者数も減少傾向に歯止めがかからない状況で推移している。 個別金融機関との集中的な保証利用の取組みや中小企業者への直接的な保証利用推進策（DM）の実施など、新規申込や再利用へと繋がったものもあったが、短期的には結果に結び付きにくいセミナーや研修会、その他広報等への取組みは、今後の保証利用増加に寄与するものと考えている。
評価項目に関する今後の取組み
各種方策を実施するうえで、関係機関との連携は、重要な要素であることから、引き続き、研修会への参加や訪問を実施することで金融機関との連携を深めていくこととする。 また、完済先に対する再利用等については、短期的に成果が出やすいが、短期的に成果が表れることが難しいと思われる取組みについては、適宜取組み方法等の見直しを行い、継続して実施することで、将来の保証利用推進に繋げて行くこととしたい。

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	2 中小企業者等の利便性向上に向けた取組	総合判定
		B

取組方針		達成度																																																											
取組方針の項目	実施状況																																																												
各種保証制度の内容や申込手続き等をわかりやすく掲載したホームページやパンフレット等の作成・配布、Eメールによる新着情報に関する最新情報の提供などによって、中小企業者がそれぞれの資金計画や目的にあった最適な保証制度を容易に利用できるように努める。 また、保証審査に当たっては、的確でスピーディな保証審査や徴求書類の簡素化などに努め、利便性の向上を図る。	中小企業者等の利便性の向上に向け、関係機関と連携を取りながら行動するとともに、適宜保証審査事務の見直しを実施した。  ア スピーディーな保証審査を行うため、適宜簡易審査の要件の見直しを行うとともに、内部研修を通じて事務の平準化を行ったことにより、内定処理までの平均経過日数は安定的に推移している。 ・内定処理までの平均経過日数状況 (単位:日) <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.5</td> <td>4.4</td> <td>4.4</td> </tr> </tbody> </table> ・内定処理までの経過日数別状況 (単位:件,%) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">5日以内</th> <th rowspan="2">6~14日以内</th> <th rowspan="2">15日以上</th> <th colspan="3">構成比</th> </tr> <tr> <th>5日以内</th> <th>6~14日以内</th> <th>15日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5,269</td> <td>1,304</td> <td>285</td> <td>76.8</td> <td>19.0</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>5,388</td> <td>1,059</td> <td>253</td> <td>80.4</td> <td>15.8</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>4,755</td> <td>1,020</td> <td>222</td> <td>79.3</td> <td>17.0</td> <td>3.7</td> </tr> </tbody> </table> ・簡易審査の承諾件数・金額状況 (単位:件,百万円,%) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">金額</th> <th colspan="2">全体に占める構成比</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1,242</td> <td>9,837</td> <td>17.6</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1,837</td> <td>12,583</td> <td>25.0</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,697</td> <td>13,168</td> <td>24.8</td> <td>19.4</td> </tr> </tbody> </table>	平成24年度	平成25年度	平成26年度	4.5	4.4	4.4		5日以内	6~14日以内	15日以上	構成比			5日以内	6~14日以内	15日以上	平成24年度	5,269	1,304	285	76.8	19.0	4.2	平成25年度	5,388	1,059	253	80.4	15.8	3.8	平成26年度	4,755	1,020	222	79.3	17.0	3.7		件数	金額	全体に占める構成比		件数	金額	平成24年度	1,242	9,837	17.6	13.0	平成25年度	1,837	12,583	25.0	17.0	平成26年度	1,697	13,168	24.8	19.4	A
平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																											
4.5	4.4	4.4																																																											
	5日以内	6~14日以内	15日以上	構成比																																																									
				5日以内	6~14日以内	15日以上																																																							
平成24年度	5,269	1,304	285	76.8	19.0	4.2																																																							
平成25年度	5,388	1,059	253	80.4	15.8	3.8																																																							
平成26年度	4,755	1,020	222	79.3	17.0	3.7																																																							
	件数	金額	全体に占める構成比																																																										
			件数	金額																																																									
平成24年度	1,242	9,837	17.6	13.0																																																									
平成25年度	1,837	12,583	25.0	17.0																																																									
平成26年度	1,697	13,168	24.8	19.4																																																									
<b>【初年度から3年度を通しての取組方針】</b> ①保証審査の迅速化・効率化 ②徴求書類の簡素化 ③各市町村に対する制度創設等の要請 ④ホームページやリーフレット、ガイドブック等による広報活動の充実 ⑤ホームページやEメール等による有効な情報発信 ⑥中小企業者の多様化するニーズを把握するためのアンケート調査の実施	イ 平成24年度に徴求書類の大幅な見直しを実施。以後、必要に応じ見直しを行い、適宜保証月報等を通じ関係機関に周知した。  ウ 地方の中小企業者の資金調達に係る選択肢を広げることを目的とした自治体独自の保証制度の創設等の要請に対しては、3年間で南さつま市など6市を訪問したが、効果は表れていない。  エ アンケート調査については次の通り実施し、中小企業者等のニーズ把握を行った。 (ア) 平成24年12月県内中小企業者3,000社を対象 (イ) 平成26年10月県内279店舗の金融機関営業店を対象 (ウ) 平成26年10月県内38の商工団体を対象	B  B  A																																																											

評価項目の自己評価
保証審査の迅速化・効率化については、3年間を通じて簡易審査要件の見直しや役所による進捗管理の徹底及び内部研修を通じた保証審査事務の平準化に継続して努めた結果、内定処理までの平均経過日数は毎年度安定的に推移し、スピーディーな申込対応を行う体制が整ったものと評価している。 また、中小企業者が保証利用しやすい環境づくりについては、相談会の実施やリーフレットの作成など、保証制度概要を周知する取組みを行ってきたが、保証利用度は全国平均に比し、依然として低いことから、徴求書類や審査事務手続きの効果的な見直しや広報活動の充実等を行い、保証制度を容易に利用できる環境作りを引き続き行う必要がある。
評価項目に関する今後の取組み
スピーディーな保証審査を行うため、保証審査に一定期間を要した事案について、部内研修において事例検証等を実施する。 また、平成26年度に実施した金融機関及び商工団体向けアンケートの結果や今後継続的に実施を予定する関係機関向けアンケートの調査結果を有効活用し、部内研修において保証審査事務の平準化をより一層図ることで事務の効率化を推進し、顧客満足度（CS）の向上を実現する。 さらに、中小企業を取り巻く金融環境に関する情報や協会保証に対する要望等を収集するため、関係機関が主催するイベント等へ積極的に参加することとする。

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	3 創業の支援体制の強化・地球温暖化対策に取り組む中小企業者への支援	総合判定
		A

**取組方針**

取組方針の項目	実施状況	達成度																																																																										
<p>地域の活性化や雇用の創出に資する起業・創業促進のための支援強化が求められているところである。このため、創業関係に係る保証審査の専任担当者を置き、支援体制の強化に努める。</p> <p><b>【初年度から3年度を通しての取組方針】</b>            ①専任担当者の配置            ②創業に関する相談、助言及び創業後のフォローアップの充実・強化ISO 14001 及びエコアクション21の認証を取得し、地球温暖化対策に取り組んでいる中小企業者については、支援強化を図る。</p> <p><b>【初年度から3年度を通しての取組方針】</b>            ①地球温暖化対策に取り組んでいる中小企業者に対する保証料率の割引            ②環境対策サポート保証の保証料率の割引、金融機関に対する低金利導入の要請            ③DMの発送や訪問による保証利用の促進</p>	<p>ア 創業者への支援            平成24年度から2名の創業専任担当者を配置し、金融機関や商工団体が開催する創業塾への参加、創業予定者等からの相談や創業後のフォローアップとして、モニタリングを行うとともに、創業申込後3年以内に再度保証申込がなされた事案については、創業専任担当者が引き続き審査を行っている。            (ア) 創業保証の承諾状況 (単位:件,百万円,%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">金額</th> <th colspan="2">前年比</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>247</td> <td>1,266</td> <td>105.6</td> <td>91.4</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>264</td> <td>1,574</td> <td>106.9</td> <td>124.3</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>253</td> <td>1,524</td> <td>95.8</td> <td>96.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) モニタリングの実施状況 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリング件数</td> <td>39</td> <td>161</td> <td>214</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 地球温暖化に取り組む中小企業者への支援            環境マネジメントの認証を取得している中小企業者を対象に、平成24年度から新たに保証料の割引を行った。            また、平成23年度に環境対策サポート保証を創設し、地球温暖化対策に取り組んでいる中小企業者の支援を行った。            (ア) 環境マネジメントの認定先に対する保証承諾状況 (単位:件,百万円,%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">金額</th> <th colspan="2">前年比</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>91</td> <td>2,651</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>80</td> <td>2,003</td> <td>87.9</td> <td>75.6</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>94</td> <td>2,496</td> <td>117.5</td> <td>124.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 環境サポート保証の保証承諾状況 (単位:件,百万円,%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">件数</th> <th rowspan="2">金額</th> <th colspan="2">前年比</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>20</td> <td>572</td> <td>166.7</td> <td>138.2</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>39</td> <td>833</td> <td>195.0</td> <td>145.5</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>39</td> <td>741</td> <td>100.0</td> <td>88.9</td> </tr> </tbody> </table>		件数	金額	前年比		件数	金額	平成24年度	247	1,266	105.6	91.4	平成25年度	264	1,574	106.9	124.3	平成26年度	253	1,524	95.8	96.8		平成24年度	平成25年度	平成26年度	モニタリング件数	39	161	214		件数	金額	前年比		件数	金額	平成24年度	91	2,651	-	-	平成25年度	80	2,003	87.9	75.6	平成26年度	94	2,496	117.5	124.6		件数	金額	前年比		件数	金額	平成24年度	20	572	166.7	138.2	平成25年度	39	833	195.0	145.5	平成26年度	39	741	100.0	88.9	<p>A</p> <p>A</p>
	件数				金額	前年比																																																																						
		件数	金額																																																																									
平成24年度	247	1,266	105.6	91.4																																																																								
平成25年度	264	1,574	106.9	124.3																																																																								
平成26年度	253	1,524	95.8	96.8																																																																								
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																																									
モニタリング件数	39	161	214																																																																									
	件数	金額	前年比																																																																									
			件数	金額																																																																								
平成24年度	91	2,651	-	-																																																																								
平成25年度	80	2,003	87.9	75.6																																																																								
平成26年度	94	2,496	117.5	124.6																																																																								
	件数	金額	前年比																																																																									
			件数	金額																																																																								
平成24年度	20	572	166.7	138.2																																																																								
平成25年度	39	833	195.0	145.5																																																																								
平成26年度	39	741	100.0	88.9																																																																								

**評価項目の自己評価**

創業者への支援については、専任担当者を配置して支援体制を構築するとともに、相談会の開催や創業塾への講師参加と併せ、きめ細かでの確な保証審査を行うため保証申込中小企業者との面談（離島を除く）を行った。更に、当該中小企業者については、創業後のモニタリングを行うなど、創業前、創業時、創業後のそれぞれの過程において、適宜、適切な支援を実施したことから、創業者への支援体制強化が図られているものと評価している。

また、地球温暖化対策に取り組んでいる中小企業者については、環境対策サポート保証や認証取得者が保証を利用する際に保証料率の割引を実施しており、本割引制度を利用した保証承諾件数・金額は最終年度において増加している。

なお、対象先に対する利用推進の取組みについては工夫する必要があると認識している。

**評価項目に関する今後の取組み**

創業者への支援については、引き続き中小企業者や金融機関等からの電話相談に対し丁寧に対応するとともに、関係機関が主催する創業塾への参加を機会に保証利用の推進を行う。また、創業後のフォローアップについては「鹿児島県よろず支援拠点」等との連携等を含めた創業者へのよりきめ細やかな支援方策の検討を行うこととする。

また、地球温暖化対策に取り組んでいる中小企業者への支援については、保証料率割引制度を平成30年度までの3年間延長することとしたが、今後も国の施策を見極めながら、支援方策の見直しや割引制度の周知及び対象先への利用推進に向けた取組みを実施する。

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い



評価項目	4 期中支援体制の充実・強化, 適時的確な代位弁済の履行	総合判定																																					
		A																																					
取組方針																																							
取組方針の項目	実施状況	達成度																																					
<p>中小企業金融円滑化法が平成24年度末まで再延長されることとなったが、今後は、返済緩和の条件変更等を行っている中小企業者の経営改善に向けた支援を行い、ソフトランディングを図って行くことが重要となってくる。</p> <p>このため、期中支援体制の充実・強化を図り、業況悪化の初期の段階で適切な措置に努めるとともに、事業者、金融機関、協会が協議・連携し、実態に即した有効な支援策を講じて行くこととする。</p> <p>【初年度から3年度を通しての取組方針】</p> <p>①事業者、金融機関、協会が協議するサポートミーティングの開催</p> <p>②同ミーティングに係る支援策等の検討・調整を行う専任担当者の配置</p> <p>③事故の初期段階における実態把握及び適切な措置による代位弁済の抑制</p> <p>代位弁済が見込まれる企業に対しては、早期に代位弁済手続きに着手し、債権保全等適切な措置を講ずるとともに、代弁請求から履行までの進捗管理の徹底を図り、適正かつ効率的な代位弁済履行に努めることとする。</p> <p>【初年度から3年度を通しての取組方針】</p> <p>①代位弁済見込み案件の進捗管理の徹底</p> <p>②迅速、正確な代位弁済の審査・履行</p>	<p>ア サポートミーティングの専任担当者(1名)を配置し、中小企業者のニーズに即した迅速かつ効果的な支援に努めた。</p> <p>特に、平成25年3月にスタートした「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」によりサポートミーティングが活用されるようになったことから、平成26年度は利用企業数が大きく伸びた。</p> <p>【サポートミーティングの開催状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>40</td> <td>44</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>利用企業数</td> <td>25</td> <td>28</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 延滞や事故報告先については、金融機関との協議を重ねたうえで、訪問や面談等による実態把握を行い、返済緩和などの条件変更を推進し、代位弁済の抑制に努めた。</p> <p>【訪問・呼出の実施状況】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問・呼出</td> <td>498</td> <td>408</td> <td>436</td> </tr> <tr> <td>内面談</td> <td>312</td> <td>293</td> <td>301</td> </tr> </tbody> </table> <p>【条件変更の実施状況】 (単位:件,百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,347</td> <td>2,618</td> <td>2,614</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>34,347</td> <td>36,351</td> <td>34,108</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 代位弁済の履行については、平成24年度に増加が見られたが、金融円滑化法終了後も金融機関が返済緩和の条件変更に協力的であったことに加え、金融機関との連携のもと早期の延滞解消に努めるとともに、必要に応じ、経営改善・事業再生に取組む企業に対し継続的支援を行ってきたことから、代位弁済の抑制に繋がった。</p>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	開催回数	40	44	54	利用企業数	25	28	48		平成24年度	平成25年度	平成26年度	訪問・呼出	498	408	436	内面談	312	293	301		平成24年度	平成25年度	平成26年度	件数	2,347	2,618	2,614	金額	34,347	36,351	34,108	A	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																				
開催回数	40	44	54																																				
利用企業数	25	28	48																																				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																				
訪問・呼出	498	408	436																																				
内面談	312	293	301																																				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																				
件数	2,347	2,618	2,614																																				
金額	34,347	36,351	34,108																																				
評価項目の自己評価																																							
<p>サポートミーティングについては、スタートから3年が経過して認知度も上がった結果、資金繰りに苦しむ中小企業者の金融調整や認定支援機関による経営改善計画策定に係るサポートミーティングの開催も増加するなど、期中支援体制の充実と経営支援の強化につながったものと評価している。</p> <p>延滞及び事故報告先については、金融機関との緊密な連携を行うとともに、訪問や面談等による実態把握を行ったうえで早期の延滞解消に努めた結果、延滞先数や事故報告企業数の減少に結び付くとともに、代位弁済の抑制が図られたと判断している。</p>																																							
評価項目に関する今後の取組み																																							
<p>依然として中小企業の経営環境は厳しく、保証債務残高に占める条件変更先の割合も高水準で推移していることから、引き続き期中支援の充実・強化を図り、経営の安定に支障が生じている企業への経営支援の取組みを強化するとともに、金融機関、認定支援機関等との連携を図りながら企業の実態に即した有効な支援策を講じることとする。</p>																																							

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	5 経営・再生支援の充実・強化	総合判定	
		A	
取組方針			
取組方針の項目	実施状況	達成度	
<p>経営環境の変化に的確に対応するため、中小企業者に対する経営・再生支援の重要性は増してきている。</p> <p>このため、金融機関、県中小企業再生支援協議会等との密接な連携による支援活動を推進するとともに、本協会主導による経営支援・再生支援に積極的に取り組むこととする。</p> <p>【初年度から3年度を通しての取組方針】</p> <p>①中小企業支援ネットワーク強化事業による専門家派遣事業の有効活用</p> <p>②県中小企業再生支援協議会や金融機関との連携</p>	<p>経営改善・事業再生に取り組む企業を支援するため、県中小企業再生支援協議会・金融機関等との連携を強化するとともに専門家派遣事業の活用に取り組んだ。</p> <p>ア 国の専門家派遣事業については、各種研修会等において保証利用者へのPRIに努めた結果、平成26年度は5企業の利用実績となった。</p> <p>イ 企業の資金繰支援を目的として、県中小企業再生支援協議会等との連携に努め、バンクミーティングに積極的に参加し、条件変更等により対応した。</p>	A	

	<p>【協議会案件の対応状況】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証承諾</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>条件変更</td> <td>171</td> <td>370</td> <td>436</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 企業の資金繰りの改善を支援するため、サポートミーティングを活用した「経営改善サポート保証」等により、事業再生計画の推進を支援した。 【経営改善サポート保証の実施状況】 (単位:件,百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>承諾額</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>430</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経営改善サポート保証は平成26年1月スタート</p>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	保証承諾	7	3	11	条件変更	171	370	436		平成24年度	平成25年度	平成26年度	件数	-	0	13	承諾額	-	0	430	A
		平成24年度	平成25年度	平成26年度																						
保証承諾	7	3	11																							
条件変更	171	370	436																							
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																							
件数	-	0	13																							
承諾額	-	0	430																							
	<p>工 国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善に取組む企業に対し、計画策定費用の補助事業を実施し、経営改善計画策定を支援した。 【補助利用申請】 (単位:件,千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>承諾額</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>3,066</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助事業は平成25年12月スタート</p>		平成24年度	平成25年度	平成26年度	件数	-	0	32	承諾額	-	0	3,066	A												
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																							
件数	-	0	32																							
承諾額	-	0	3,066																							
<b>評価項目の自己評価</b>																										
<p>経営改善・事業再生に取組む企業については、中小企業再生支援協議会や金融機関の支援担当部署との緊密な連携を図り、迅速で適切な金融支援を行うとともに、バンクミーティングにも積極的に参加し、企業の改善策等の協議を行った結果、抜本的な再生に向けた支援を行うことができた。 国が創設した再生段階における保証制度の利用や協会独自の補助事業の実施により、再生計画段階での資金繰りの安定化や経営改善に取り組む企業の計画策定を支援することで、経営支援の強化が図られたと考える。 専門家派遣事業については、関係機関を通じた利用者の募集や広報活動の積極的な展開により利用推進を行った結果、5件の利用実績に結び付いた。</p>																										
<b>評価項目に関する今後の取組み</b>																										
<p>金融機関、中小企業再生支援協議会等との緊密な連携による支援活動を推進するとともに、経営の改善が見込まれる企業については、国の補助事業を積極的に活用しながら、当協会主導による経営支援・再生支援に積極的に取り組むこととする。</p>																										

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	6 求償権回収の促進	総合判定																									
		B																									
<b>取組方針</b>																											
取組方針の項目	実施状況	達成度																									
<p>景気の先行きが依然として不透明な状況にあり、今後、経営破たんが懸念される企業の増大が予想され、代位弁済の増高が懸念される。 一方で、無担保求償権や第三者保証人の無い求償権等の増加、更には破産申立等、法的整理の増加など、求償権の管理・回収環境は年々厳しくなっている。 このため、回収体制の強化を図るとともに、的確な進行管理を徹底し、求償権回収の促進に努める必要がある。 また、保証協会債権回収(株)を活用し、定期回収求償権先の拡大と徹底管理を図りながら、効率的かつ効果的な回収の最大化を図る必要がある。</p> <p>【初年度から3年度を通しての取組方針】</p> <p>①的確な現況把握に基づいた求償権分類による進行管理の徹底 ②専任担当者による担保処分の促進 ③専任担当者による回収困難求償権の現状把握と整理促進 ④保証協会債権回収(株)による定期回収先の入金管理の徹底</p>	<p>ア 的確な現況把握に基づいた求償権分類による進行管理の徹底</p> <p>【新規求償権】 新規求償権については、行方不明又は破産等法的整理に移行しているものを除き、代位弁済後20日以内を目的に債務者等との接触に努め、早期実態把握による回収方針の確立を図った。</p> <p>【既存求償権】 既存求償権は、「求償権の分類及び進行管理に関する要領」に基づき定期的に全件ヒアリングを実施し、債務者等の現状に応じた回収策を定めるとともに「一部弁済による連帯保証人免除に関する事務取扱要領」に基づき、当該連帯保証人の資力等を調査のうえ、一部弁済による連帯保証人免除を行った。 さらに、連帯保証人が中小企業者である場合、求償権の状況や連帯保証人の能力などを総合的に勘案し、柔軟に対応した。 また、必要に応じ、法的措置を含めた督促を実施した。</p> <p>【法的措置状況】 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>本訴</th> <th>支払督促</th> <th>競売</th> <th>仮差押等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>109</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>9</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>63</td> <td>28</td> <td>17</td> <td>5</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>52</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>※債務承認書の徴求により本訴・支払督促が減少</p>	年度	本訴	支払督促	競売	仮差押等	合計	24	109	20	20	9	166	25	63	28	17	5	113	26	52	9	18	1	80	B	
年度	本訴	支払督促	競売	仮差押等	合計																						
24	109	20	20	9	166																						
25	63	28	17	5	113																						
26	52	9	18	1	80																						

	<p>イ 専任担当者による担保処分の促進 担保物件の処分促進を図るため、平成24年度に専任担当者を配置。金融機関・不動産業者等を訪問し、不動産情報を提供することにより担保物件の早期売却を図った。また、平成25年度より回収担当者全員による情報提供を行い処分促進に努めた。</p> <p>【不動産処分状況】 (単位:百万円,%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">平成26年度</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>前年比</th> <th>金額</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任意処分</td> <td>331</td> <td>140.9</td> <td>313</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>競売</td> <td>270</td> <td>173.8</td> <td>130</td> <td>48.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>601</td> <td>154.1</td> <td>443</td> <td>73.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 専任担当者による回収困難求償権の現状把握と整理促進 回収が見込まれる求償権への集中的な取組みと管理事務の効率化を図るため、破産等、回収が困難とみなされる求償権について、平成23年度より専任担当者を配置し計画的に管理事務停止及び求償権整理の事務処理を推進した。</p> <p>【管理事務停止及び求償権整理状況】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="2">管理事務停止</th> <th colspan="2">求償権整理</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>483</td> <td>2,723</td> <td>1,478</td> <td>7,836</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>415</td> <td>2,579</td> <td>860</td> <td>3,165</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>502</td> <td>3,165</td> <td>367</td> <td>2,099</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 保証協会債権回収(株)による定期回収先の入金管理の徹底 定期回収先からの確実な回収と古い求償権の掘り起しを図るため保証協会債権回収(株)(以下「サービサー」という。)を有効活用することとした。また、保証協会とサービサーの求償権管理・回収方針の統一化を図るため、訪問スケジュール管理や全件ヒアリングを行うなど、委託後も効果的な回収に努めてきた。</p>		平成25年度		平成26年度		金額	前年比	金額	前年比	任意処分	331	140.9	313	94.5	競売	270	173.8	130	48.1	合計	601	154.1	443	73.7	年 度	管理事務停止		求償権整理		件数	金額	件数	金額	24	483	2,723	1,478	7,836	25	415	2,579	860	3,165	26	502	3,165	367	2,099	<p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>
	平成25年度		平成26年度																																															
	金額	前年比	金額	前年比																																														
任意処分	331	140.9	313	94.5																																														
競売	270	173.8	130	48.1																																														
合計	601	154.1	443	73.7																																														
年 度	管理事務停止		求償権整理																																															
	件数	金額	件数	金額																																														
24	483	2,723	1,478	7,836																																														
25	415	2,579	860	3,165																																														
26	502	3,165	367	2,099																																														

評価項目の自己評価

新規求償権については、代位弁済後20日以内を目途に債務者等との接触に努めた結果、代位弁済後短期間での資力や履行能力などを把握することができたことから、実態を踏まえた回収方針の早期決定に繋がった。

既存の求償権については、個々の債務者等の現状に応じた回収策を定め、定期回収の底上げや有担保求償権の回収促進に努めるとともに、一部弁済による連帯保証人免除等の柔軟な対応や必要に応じて法的措置による督促を実施したことが、回収の最大化に繋がっているものと判断している。

管理事務停止及び求償権整理については、専任担当を配置することで事務処理が推進され、対象求償権の適時処理が実施されていることから、回収可能な求償権へ業務集中できる体制が整ってきていると判断している。

担保処分促進のための情報提供策や任意処分に伴う金融機関との連携強化等については、関係機関とのネットワーク化に不十分な面もみられることから、より効果的に回収に結びつけるため、適宜方法等の見直しが必要であると思われるが、上記の施策は、単年度毎に計画した回収額の達成や、直近2か年において回収率が全国及び九州地区の平均値を上回るという実績に結びついたものと評価している。

評価項目に関する今後の取組み

近年新たに発生する求償権は、不動産担保や第三者保証人の無い求償権の増加、法的措置による債務整理案件の増加など、質的劣化が進んでいることから、回収環境は厳しくなっている。また、既存の求償権についても、担保不動産の売却により無担保化した求償権の増加や債務者等関係人の高齢化などにより、回収環境は年々厳しさを増している。

このような状況下、定期回収の底上げや有担保求償権の回収促進等、従前からの取組みを継続して実施するとともに、個々の状況に即応した回収方針の立案や見直し、合理的な債権管理を適宜行うこととする。

また、求償権回収の最大化を図るため、期中支援課との連携による代位弁済後の初期段階での実態把握やOJT等による回収担当者の能力開発・人材育成に取組むこととしたい。

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	7 信用保証制度の多様化に対応した人材育成の取組、業務改善提案制度の導入	総合判定 A
取組方針		
取組方針の項目	実施状況	達成度
<p>信用保証制度の多様化に対応するため、職員の意識改革を進めるとともに、経営コンサルティング能力の向上を図るための協会内外の研修等による職員の資質向上に努める。</p> <p>【初年度から3年度を通しての取組方針】</p> <p>①全国信用保証協会連合会が実施する各種研修の計画的活用</p> <p>②資格取得等表彰制度による、国家資格等取得の支援</p>	<p>職員の意識改革及び能力開発・人材育成のため、協会内外の研修・セミナー等への参加計画を毎期年初に策定し、計画的に参加・受講させた。また、職員提案制度を制定し、職員の問題意識、経営参画意識の向上を図った。</p> <p>ア 職員の業務に関する専門知識の向上、中小企業者や関係機関との折衝、コミュニケーション能力の向上などについては、全国信用保証協会連合会が主催する業務別・課題別研修及び階層別研修に対象となる役職員を参加・受講させた。</p> <p>さらに、中小企業診断士など協会の業務推進に緊密な関係を有する国家資格の取得を積極的に支援した。</p>	A

<p>③人事考課制度の導入（平成24年度は試行期間）</p> <p>業務改善に関して、職員の創意工夫を経営に反映させるとともに、能力の向上を図ることを目的として、業務改善提案制度を導入する。</p> <p>【初年度から3年度を通しての取組方針】</p> <p>①職員の業務改善に対する創意工夫を経営に反映させる業務改善提案制度の導入</p> <p>②職員の経営参画意識の高揚</p>	<p>また、人事考課制度を導入し、日常の職場内におけるOJTや面談により、職員のレベルアップに向けた指導とフォローを行った。</p> <p>イ 豊かな知識や広い視野を持つ人材を育成するため、全国信用保証協会連合会（中小企業庁）に1名を出向させた。</p> <p>また、融資業務の現場を経験させるため、金融機関に1名を出向させた。</p> <p>ウ 将来を見据えた発想力や経営参画意識を向上させることを目的として、協会収支説明会や日本公庫による保険動向説明会及び協会若手職員との意見交換会を開催した。</p> <p>また、協会の抱える問題や将来的な課題への取り組みとして他県協会の業務視察を実施し、研究、検討を行った。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
<b>評価項目の自己評価</b>		
<p>業務に関する専門知識の向上に係る研修については、毎期年初に策定した研修計画に沿った諸研修やセミナーに参加・受講させたことにより、職位及び担当する業務に応じた知識の習得を図ることができた。</p> <p>また、関係先2機関に研修として出向させたことにより、職員に幅広い知見を深める機会を提供することができたと考えている。</p> <p>資格取得支援については、積極的な資格取得を呼び掛けた結果、期間中、中小企業診断士1名、宅建主任者3名、衛生管理者2名、日商簿記（二級）2名が新たに資格取得するなど、資格取得への挑戦意欲を引き出したものと判断している。</p> <p>人事考課制度（24年度は試行期間、25年度から本格導入）は、職員が自ら取り組む課題を管理者と共有する機会となったことから、人材育成に加え、円滑な業務運営の実施に寄与しているものと評価している。</p> <p>職員提案制度については、職員の業務に対する問題意識を持ち、創意工夫を行うきっかけづくりになったと考えている。</p>		
<b>評価項目に関する今後の取組み</b>		
<p>引き続き、計画的に研修へ参加させることにより、より一層職員の専門知識の習得及び資質向上を図るため積極的な取組みを行っていくこととする。また、外部団体主催のセミナー等への参加についても、今後セミナー開催等に関する情報収集先を広げ、職員に幅広い知見を習得できるような機会を作っていくこととする。</p> <p>また、他県協会視察により得た情報のうち、協会ならびに各部門において早期に行動に移すことのできるものは年度内または次年度の取組みに反映させることとし、中長期的な課題に関するものについては、引き続き他県協会視察等を行い、十分な検証・検討のうえ、適宜実施していくこととしたい。</p>		

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

<b>評価項目</b>	<b>8 業務文書の電子化対策の推進, 電算処理システムの適切かつ効率的な運用</b>		<b>総合判定</b>
			<b>B</b>
<b>取組方針</b>			
<p><b>取組方針の項目</b></p> <p>業務の効率化、情報の共有化及び書庫の削減整備等を図るため、業務文書を電子化する新たな文書管理・保存システムを構築する。</p> <p>【初年度から3年度を通しての取組方針】</p> <p>①電子化対象文書のリーガルチェック等の実施</p> <p>②2年度から一部において試行</p> <p>③試行結果を検証し、3年度から実施</p> <p>電算処理システムの開発・変更・維持管理等については、電算業務取扱規程に基づき、適正かつ効率的な運用に努めるとともに、システムの活用による事務効率の向上を図る。</p> <p>また、共同システム運用協議会及び保証協会システムセンター(株)との連携を強化し、安定的運用を確保するとともにシステムの事故・障害の発生防止に努める。</p>	<p><b>実施状況</b></p> <p>円滑な協会業務を行う上で常に良好な状態で、正確性及び安全性を保持し、事故を防止しながら安定的な電算運用を行うため、共同システム関係先や現業部門と連携を取りながら効率的な運営に努めた。</p> <p>ア 文書電子化については平成25年3月よりシステムの本格稼働を行ったが、稼働当初は作業人員の習熟度合いが低いこともあり、計画未達の状態が続いた。</p> <p>その後、作業手順・人員の見直しや関係部署との連携強化を図り、平成26年度末時点では計画通りの進捗状況となっている。</p> <p>イ 共同システム運用協議会及び保証協会システムセンター（株）と連携を取り、各種リハーサルやテスト等に参加した。</p> <p>内部的には、各部署から依頼を受けたシステム開発・変更について、随時電算システム検討委員会においてシステムの開発等の必要性や緊急性などを検討のうえ、全件処理した。</p>	<p>達成度</p> <p>B</p> <p>A</p>	
<b>評価項目の自己評価</b>			
<p>共同システム運用協議会や保証協会システムセンター（株）との連携を取ることで、システムの安定的な運用を図ることができた。</p> <p>また、共同システムに新規に参加する他県協会からの視察や照会等に積極的に対応することにより、参加協会間での協調・連携を図ることができたことは評価できる。</p> <p>業務文書の電子化については、当初作業の遅れが見られたものの、適切な進捗管理を行い、効果的な対策を講じた結果、遅れを取り戻すとともに、併せて電子化に伴う関係規程の改訂を行うなど、計画通りの進捗となっていることは評価できる。</p>			
<b>評価項目に関する今後の取組み</b>			
<p>今後も共同システム運用協議会や保証協会システムセンター（株）との連携を図り、安全で正確かつ効率的な運用がなされるように努める。</p> <p>文書電子化についても、各種文書の電子化作業を引き続きシステム面からサポートし、作業が滞りなく進むよう、事務処理体制を含めた環境づくりに努める。</p>			

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	9 個人情報の適正な管理及びコンプライアンス態勢の充実・強化		総合判定
			B
取組方針			
取組方針の項目	実施状況	達成度	
<p>個人情報保護に関する諸規程の周知徹底を図るとともに、日常業務における顧客情報管理の重要性について、職員に対し、更なる指導徹底を行い、個人情報の適正な管理に努める。</p> <p>さらに、社会的信頼の確保と信用保証制度全体に対する信頼の確立のために、コンプライアンス・マニュアルに定める、具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」に基づき、引き続き各種研修や啓蒙活動を通じて役職員の倫理意識及び公共意識の向上を図る。</p> <p>【初年度から3年度を通しての取組方針】</p> <p>①個人情報保護に関する諸規程の周知徹底 ②コンプライアンス・プログラムの策定、実践 ③反社会的勢力のデータベース化及び不正利用の未然防止</p>	<p>経営上の最優先課題であるということを念頭に、役職員のコンプライアンスの徹底と意識向上を高めるよう計画的に取組んできた。</p> <p>ア コンプライアンスの徹底は、常勤役員会において承認された年間計画（プログラム）に基づいた研修を主体に実施し、役職員の意識向上を図った。 また、各部署での研修や情報漏えい等に関する事件等の提供を通じ、日常業務における顧客情報管理上の注意喚起を行い、個人情報の適正な管理徹底に努めた。</p> <p>イ 反社会的勢力の排除、不正防止のため、新聞情報や鹿児島県企業防衛対策協議会からの情報について、コンプライアンス委員会において反社会的勢力の認定作業を行い、データベース化を行った。 また、全国信用保証協会連合会情報共有システムによる情報を取得し、現業部門へフィードバックしている。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	
評価項目の自己評価			
<p>コンプライアンス・プログラムに基づいた研修の実施や他企業の個人漏えい事案情報の提供等により役職員間のコンプライアンスに対する認識が高まり、コンプライアンス上問題となる事案も発生せず、顧客情報管理の徹底が図れたものと評価している。</p> <p>また、データベース化された反社会的勢力の情報活用や鹿児島県警、暴力追放センターとの連携により、業務に係る不正利用の防止体制が整ってきていると思われる。</p>			
評価項目に関する今後の取組み			
<p>今後も引き続きコンプライアンス・プログラムに基づく研修や啓蒙活動を行い、適正な業務運営に努めていくこととし、特に個人情報の管理については、日常業務において周知徹底を図ることとする。</p> <p>反社会的勢力の情報については、引き続きデータベース化を進め、関連機関（サービサー）や金融機関とも適宜情報共有を行いながら、反社会的勢力の排除、不正防止に努めていくこととする。</p>			

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

評価項目	10 内部監査を通じての経営目標の効果的な達成への貢献		総合判定
			B
取組方針			
取組方針の項目	実施状況	達成度	
<p>保証協会を取り巻く環境の変化に適時適切に対応し、協会業務の適正かつ効率的な運営を図るため、業務活動状況並びに財産保全及び会計処理状況について、引き続き、的確な内部監査を実施するとともに、監事監査との緊密な連携により的確かつ効果的な内部監査を実施する。</p>	<p>内部監査は、月別、部門別に監査事項を定めた年間計画に基づき、計画どおり実施（各部4回実施）。</p> <p>各年度の内部監査計画策定にあたっては、経営計画に掲げられた新たな業務運営事項を監査項目に追加するなど、適時見直しを行い、的確な内部監査の実施に努めた。</p> <p>また、無通告監査を年2回実施し、日常業務のチェックを行った。</p> <p>更に、常勤監事との緊密な連携を図り、決算監査や監事会運営を実施したほか、必要に応じ政策提言を行った。</p>	<p>B</p>	
評価項目の自己評価			
<p>各年度の経営計画の新たな業務運営事項を監査項目に追加することにより、監査機能の充実が図られた。</p> <p>決算監査や監査計画に沿った内部監査を実施し、各部署の業務遂行状況を監査した結果、協会の財産保全の確保、コンプライアンス態勢の確立、また、各現業部門の適正な事務処理を図るうえで効果的であったと判断している。</p>			
評価項目に関する今後の取組み			
<p>今後の内部監査は、適宜監査項目の見直しを行いながら計画的に実施し、業務活動状況、コンプライアンス態勢等の遂行状況の検証・評価を行い、協会の経営目標の効果的な達成に貢献するとともに、職員のリスク管理に対する意識を一層高め、業務運営の適正化を図っていく。</p> <p>また、常勤監事と緊密な連携をとり、協会運営に対する政策提言を行いながら、より効果的な内部監査を実施していくこととしたい。</p>			

注) 達成度については、A・B・Cの3段階とする。A～高い B～普通 C～低い

### 【Ⅲ 中期事業計画の事業計画に係る評価】

(単位：百万円、%)

項目	前年度実績 A	当該年度		対前年度実績比 C/A	計画比 C/B	達成度	実績の自己評価
		計画 B	実績 C				
保証承諾	平成24年度 (初年度)	74,240	81,000	75,405	101.6	93.1	各年度経営計画に基づき各種施策に取り組んだが、最近の金利情勢からみて、信用保証料率に割高感があることや後継者不足・人手不足による休業等の影響など、外部環境変化の影響が大きく、保証承諾が計画を大幅に下回ったものと判断している。
	平成25年度 (2年度)	75,405	84,000	73,892	98.0	88.0	
	平成26年度 (3年度)	73,892	86,000	68,016	92.0	79.1	
保証債務残高	平成24年度 (初年度)	199,598	200,000	194,812	97.6	97.4	保証利用推進のための各種施策を実施するとともに期中支援の強化に努めてきたが、保証承諾が大幅に計画を下回ったことにより債務償還の落ち込みをカバーしきれなかったことから、保証債務残高は計画を大幅に下回ったものと判断している。
	平成25年度 (2年度)	194,812	201,000	190,544	97.8	94.8	
	平成26年度 (3年度)	190,544	202,000	179,504	94.2	88.9	
代位弁済	平成24年度 (初年度)	3,940	4,500	4,634	117.6	103.0	代位弁済は、平成24年度に増加が見られたが、金融円滑化法終了後も金融機関が返済緩和の条件変更に協力的であったことに加え、金融機関との連携のもと早期の延滞解消に努めるとともに、必要に応じ、経営改善・事業再生に取り組む企業に対し継続的支援を行ってきたことが、代位弁済の抑制に繋がり、計画を下回ったものと判断している。
	平成25年度 (2年度)	4,634	5,000	3,820	82.4	76.4	
	平成26年度 (3年度)	3,820	5,500	3,637	95.2	66.1	
実際回収	平成24年度 (初年度)	956	1,000	815	85.2	81.5	実際回収は、計画2年度目である平成25年度は、消費税率引き上げ前の不動産市況の活発化により増加したが、近年、不動産担保や第三者保証人の無い求償権の増加、法的措置による債務整理案件の増加など回収環境は年々厳しくなっている。このような状況下において、求償権の分類による効果的な債権管理を行った結果、当初の回収計画は未達となったものの、直近2年間は年次修正計画を達成するとともに、回収率は、九州平均及び全国平均を上回る実績を残せたものと判断している。
	平成25年度 (2年度)	815	1,100	1,065	130.7	96.8	
	平成26年度 (3年度)	1,065	1,100	840	78.7	76.2	

## 【IV 自己評価に対する外部評価委員会の意見・助言】

第3次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）の実施状況等に関する本協会の自己評価について、平成27年7月2日、「外部評価委員会」に意見・助言を求めたところ、同年7月21日、同委員会の宮廻甫允委員長から本協会会長に対して、次のとおり、「第3次中期事業計画の自己評価に係る意見等について」の報告があった。

### 第3次中期事業計画の自己評価に係る意見等について

第3次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）における保証承諾並びに実際回収は、3か年ともに計画を下回る実績となった。

一方、代位弁済は、平成25年3月の中小企業金融円滑化法の終了以降増加が懸念されたが、返済緩和等の金融支援措置を適切に講じたことから、平成25年度、平成26年度は連続して減少し、当初計画内に留まっている。

保証協会では、各種保証制度を中心に中小企業者の資金繰り安定のため積極的な支援を行っている。特に創業者支援については、平成24年度から創業に関する専任の担当者を配置し、創業前の資金計画から創業後の経営相談やアドバイス等きめ細やかな支援を実施していることは評価できる。

さらに、経営改善や事業再生を必要とする企業に対しては、平成24年度以降協会主導によるサポートミーティングを実施していることや各支援機関との連携による支援ネットワークの構築、さらには中小企業者が経営改善計画を策定する費用の一部を補助する事業の開始など、期中支援体制の充実も窺える。

これからは、保証推進に繋がる新たな施策の検討や返済緩和の状態から脱却できない中小企業者に対する支援など、協会が抱える課題への積極的な取り組みが求められている。

各評価項目の中で達成度の低い項目に対しては十分に原因分析を行い、顧客ニーズの変化等も把握した上での確に対処し、今後の業務に活かしていくことが、組織の継続的な成長に繋がるものと考えられる。

また、今後の自己評価については、3か年の動きや変化等が分かる様な記述方法や表現の工夫を検討されたい。

協会を取り巻く環境は依然として楽観視できないが、中小企業の振興・発展及び地域社会の活性化のため、さらなる経営努力をお願いしたい。

(参考) 外部評価委員会委員

委員長	宮廻 甫允	鹿児島大学名誉教授
委員	田畑 恒春	公認会計士
委員	野田 健太郎	弁護士

今月は保証事務課の職員をご紹介します！



**保証事務課**



保証事務課長  
田中 修三

みなさまこんにちは。今年度より保証事務課長となりました田中です。  
保証推進のため、再利用のご案内文書を金融機関営業店宛てに送っておりますが、多忙な中貴重なご意見を頂き、大変お世話になっております。この紙面を借りましてお礼を申し上げます。  
さて、保証事務課は男性職員2名・女性職員2名・女性派遣社員他7名となっており、女性が大半を占め、色彩豊かで華やかな雰囲気つつまれています。  
業務は、保証申込から保証書発行、各種報告処理(貸付・償還・事故)、保険業務、保証推進DM、文書電子化を担当しています。  
月末近くなると月内の保証書発行を目指して保証業務がピークを迎えます。また金融機関の担当者様も多数来会されます。このときばかりは、普段華やかだった雰囲気も自然と熱を帯びてきて、皆真剣な眼差しで業務に取り組んでおり、ネコの手も借りたいぐらいになります(私の家ネコ(名前:たから(み))にそれとなく話してみましたが、その気はないようです)。  
ヒートアップした職場に一服の清涼剤になればと知恵を絞りますが、いまだギャグの一つも思い浮かばず、サラ川の悲哀が沁みる日々を過ごしております。  
うまく雰囲気が伝えられなかったのですが、最後に一言、より迅速にかつ正確な保証事務を目指して、日々取り組んでまいりますので金融機関並びに商工団体の皆様よろしく願いいたします。

りっぱなメタボ、じゃなくて、事務課の縁の下の力持ちとして、素敵な土台になれるよう日々奮闘しております。



審査役  
生見 浩一

超!整理上級者の課長に影響されて、人生何十回目かの断捨離にトライ中。しかし、どれもこれも必要な気がして、何も捨てられない私。まず、この優柔不断な性格を断捨離したいと思う今日この頃。



田中課長の愛猫  
たから君



審査役  
有村 睦美

ホンダスパータ歴5年、走行距離21万キロ。休みは北陸、東海地方を北限にどこそこ走り回っています。最近年を取ってきたので、そろそろ鈍行列車の旅にしようかと思っております。



審査役  
堂満 典子



# 保証承諾額上位店舗(平成27年7月中)

## 1 金融機関営業店別 (単位：千円)

順位	金融機関名	本支店名	保証承諾額
1	鹿児島銀行	鴨池支店	156,000
2	鹿児島相互信用金庫	新栄支店	116,000
3	南日本銀行	卸本町支店	114,800
4	鹿児島銀行	隼人支店	113,900
5	鹿児島銀行	草牟田支店	113,700
6	鹿児島信用金庫	国分支店	98,900
7	鹿児島興業信用組合	志布志支店	97,000
8	南日本銀行	本店	95,450
9	鹿児島銀行	鹿屋支店	93,000
10	鹿児島銀行	出水中央支店	92,500
11	南日本銀行	大口支店	92,000
12	鹿児島信用金庫	大口支店	89,600
13	鹿児島相互信用金庫	中種子支店	84,000
14	南日本銀行	枕崎支店	81,000
14	鹿児島信用金庫	加治木支店	81,000
16	鹿児島銀行	串木野支店	80,000
17	鹿児島銀行	中央支店	77,000
17	鹿児島信用金庫	郡元支店	77,000
19	南日本銀行	荒田支店	75,675
20	南日本銀行	中央支店	67,000
20	鹿児島信用金庫	伊集院支店	67,000
22	鹿児島銀行	寿支店	65,000
23	鹿児島信用金庫	武町支店	63,500
24	南日本銀行	伊敷支店	63,200
25	南日本銀行	鹿屋支店	62,000

順位	金融機関名	本支店名	保証承諾額
26	鹿児島銀行	卸本町支店	61,000
27	鹿児島相互信用金庫	武岡支店	60,000
28	熊本銀行	鹿児島支店	59,000
29	鹿児島相互信用金庫	南支店	58,600
30	鹿児島相互信用金庫	紫原支店	57,000
31	鹿児島信用金庫	宮之城支店	55,199
32	鹿児島相互信用金庫	末吉支店	54,000
33	鹿児島銀行	東谷山支店	53,000
33	南日本銀行	笠之原支店	53,000
33	鹿児島相互信用金庫	垂水支店	53,000
36	鹿児島銀行	阿久根支店	50,000
36	南日本銀行	大島支店	50,000
36	南日本銀行	志布志支店	50,000
39	鹿児島信用金庫	枕崎支店	49,200
40	南日本銀行	星ヶ峯支店	49,000
41	鹿児島信用金庫	坂之上支店	48,500
42	鹿児島銀行	国分支店	48,400
43	鹿児島信用金庫	蒲生支店	48,000
43	鹿児島相互信用金庫	加治木支店	48,000
45	鹿児島銀行	屋久島支店	47,500
46	鹿児島信用金庫	高見馬場支店	47,000
47	南日本銀行	川辺支店	45,000
47	鹿児島相互信用金庫	大崎支店	45,000
49	南日本銀行	紫原支店	44,063
50	南日本銀行	与次郎ヶ浜支店	42,000
50	鹿児島相互信用金庫	城南支店	42,000

## 2 商工団体本支所別〈鹿児島県制度分〉 (単位：千円)

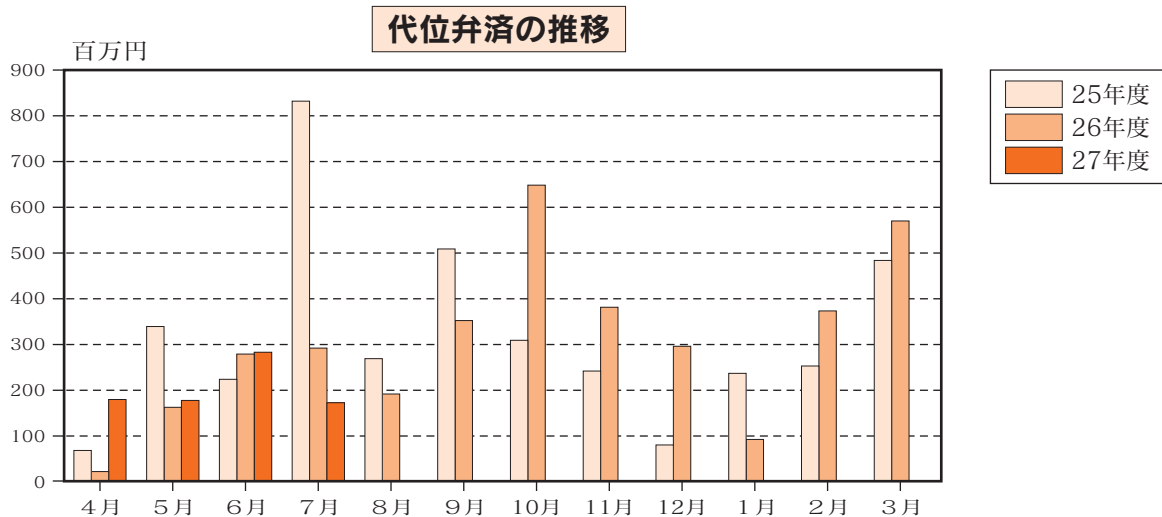
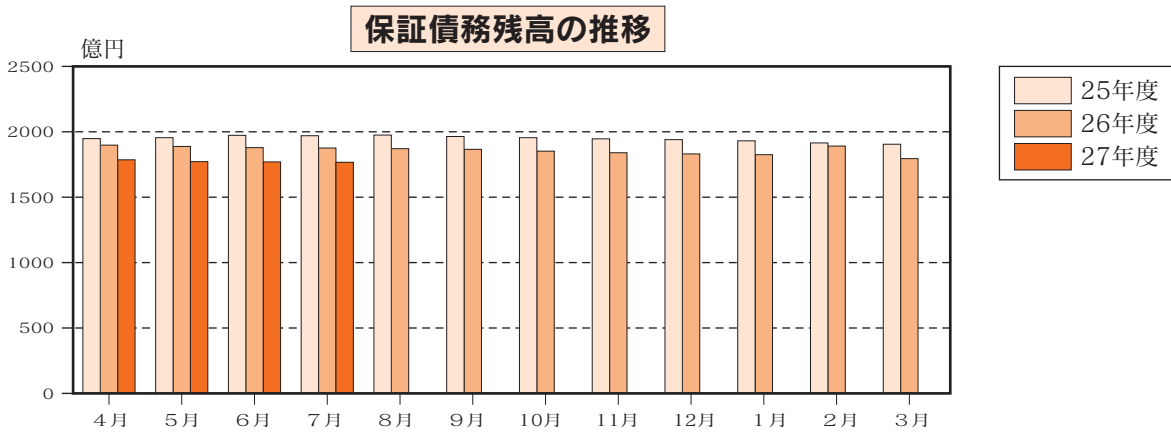
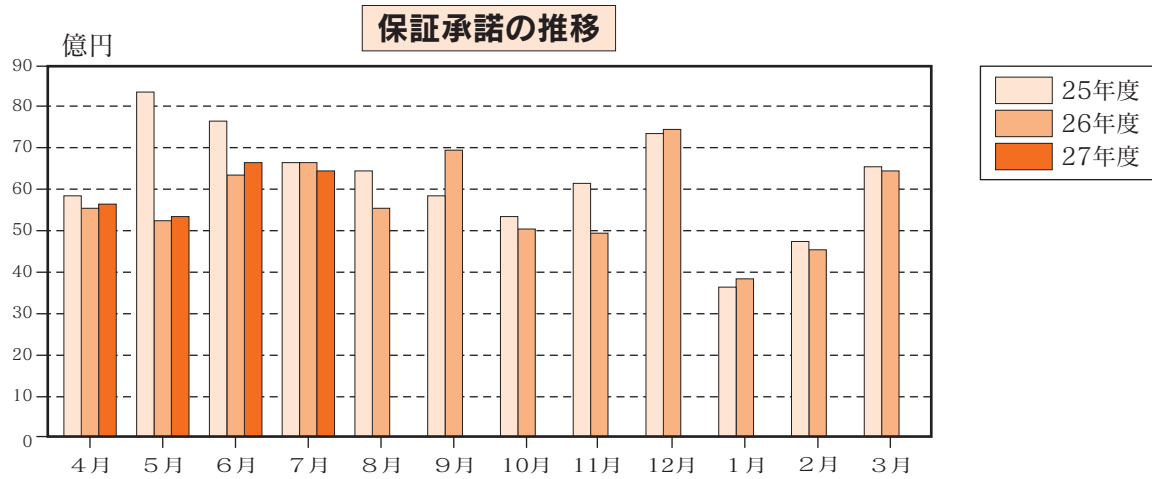
順位	商工団体名	保証承諾額
1	霧島商工会議所	127,000
2	鹿屋商工会議所	110,000
3	霧島市商工会隼人本所	105,000
4	かごしま市商工会谷山本所	99,000
5	川内商工会議所	90,400
6	中種子町商工会	82,000
7	大崎町商工会	75,000
8	さつま町商工会宮之城本所	66,199
9	伊佐市商工会大口本所	57,000
10	垂水市商工会	50,000

順位	商工団体名	保証承諾額
11	出水商工会議所	40,000
11	屋久島町商工会宮之浦本所	40,000
13	霧島市商工会牧園支所	38,500
14	日置市商工会伊集院本所	37,000
15	志布志市商工会志布志本所	35,000
16	南九州市商工会知覧支所	31,000
17	阿久根商工会議所	30,000
17	薩摩川内市商工会里支所	30,000
17	かのや市商工会吾平支所	30,000
20	薩摩川内市商工会入来本所	26,000

# 平成27年7月の保証状況

(単位：件・千円・%)

	当 月 中			当 月 末		
	件 数	金 額	前年比	件 数	金 額	前年比
保証承諾	615	6,425,749	96.7	2,293	23,873,155	101.3
保証債務残高	—	—	—	22,350	176,725,649	94.2
代位弁済	33	171,298	59.1	117	806,367	107.6



# 統計資料

平成 27 年 7 月分

## 1 事業概況

(単位：件・千円・%)

当 月 中				項 目	当 月 末					
件 数	金 額	前年比			件 数	金 額	前年比			
		件 数	金 額				件 数	金 額		
—	—	—	—	申 期首繰越	89	1,268,700	72.4	84.6		
650	6,854,892	97.5	97.6		込 本年度中	2,502	27,467,554	100.1	101.9	
0	0	—	—	拒 絶	0	0	—	—		
66	1,062,200	143.5	224.5	申 込 取 消	184	2,537,770	96.3	111.7		
73	321,703	104.3	93.3	査 定 減 額	287	1,299,079	97.6	98.3		
—	—	—	—	調 査 中	114	1,026,250	92.7	78.9		
—	—	—	—	承 期首繰越	22,899	182,387,503	95.7	93.9		
615	6,425,749	99.5	96.7		諾 本年度中	2,293	23,873,155	99.4	101.3	
10	181,100	66.7	104.9	保 証 後 取 消	32	395,900	88.9	82.0		
608	6,111,707	94.7	90.4	償 還	2,441	25,291,200	97.3	98.8		
33	170,186	113.8	59.0	代 位 弁 済 (元 金)	117	801,092	117.0	107.5		
—	—	—	—	貸 付 報 告 未 着	252	3,046,817	85.7	93.9		
—	—	—	—	保 証 債 務 残 高	22,350	176,725,649	96.0	94.2		
—	—	—	—	代 位 弁 済	期首繰越	134	936,130	89.3	120.5	
33	170,186	113.8	59.0		本 年 度 中	元 金	117	801,092	117.0	107.5
—	1,112	—	90.7			利 息	—	5,276	—	121.4
33	171,298	113.8	59.1			計	117	806,367	117.0	107.6
0	5,341	—	80.5	回 収	3	58,751	50.0	248.1		
0	0	—	—	償 却	0	0	—	—		
—	—	—	—	求 償 権 残 高	248	1,683,746	101.6	112.1		

## 2 保証状況

### (1) 金融機関別保証状況

(単位：件・千円・%)

金融機関	保証承諾						保証債務残高				代位弁済				
	当月中			当月末(27/4~27/7)			当月末				当月末(27/4~27/7)				
	件数	金額	前年比	件数	金額(A)	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額(B)	前年比	構成比	B/A
鹿児島銀行	115	1,508,850	100.1	418	4,876,690	112.6	5,675	44,685,188	87.5	25.3	33	299,537	170.8	37.1	6.1
宮崎銀行	2	11,150	152.7	15	86,800	51.9	194	1,978,642	85.9	1.1	0	0	—	0.0	—
肥後銀行	0	0	—	1	2,700	33.8	5	35,742	68.8	0.0	0	0	—	0.0	—
福岡銀行	0	0	—	3	30,000	56.6	23	224,967	89.3	0.1	0	0	—	0.0	—
西日本シティ銀行	0	0	—	1	5,000	5.0	31	311,878	90.3	0.2	0	0	—	0.0	—
<b>地方銀行計</b>	<b>117</b>	<b>1,520,000</b>	<b>98.2</b>	<b>438</b>	<b>5,001,190</b>	<b>107.3</b>	<b>5,928</b>	<b>47,236,417</b>	<b>87.4</b>	<b>26.7</b>	<b>33</b>	<b>299,537</b>	<b>160.1</b>	<b>37.1</b>	<b>6.0</b>
みずほ銀行	0	0	—	1	3,000	—	20	447,343	107.4	0.3	0	0	—	0.0	—
三井住友銀行	0	0	—	0	0	—	79	2,003,312	84.5	1.1	0	0	—	0.0	—
三菱東京UFJ銀行	0	0	—	5	147,000	118.8	76	1,656,751	88.2	0.9	0	0	—	0.0	—
<b>都市銀行計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>6</b>	<b>150,000</b>	<b>91.1</b>	<b>176</b>	<b>4,140,654</b>	<b>88.7</b>	<b>2.3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0.0</b>	<b>—</b>
三菱UFJ信託銀行	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
みずほ信託銀行	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
<b>信託銀行計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0.0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0.0</b>	<b>—</b>
南日本銀行	162	1,572,838	83.3	653	6,595,508	99.7	5,537	45,871,913	98.0	26.0	28	211,783	132.0	26.3	3.2
宮崎太陽銀行	5	28,000	33.7	18	165,900	98.0	231	1,422,956	85.8	0.8	2	6,356	82.4	0.8	3.8
熊本銀行	5	99,000	51.4	25	407,500	115.2	241	2,216,037	104.2	1.3	1	4,289	—	0.5	1.1
<b>第二地方銀行計</b>	<b>172</b>	<b>1,699,838</b>	<b>78.6</b>	<b>696</b>	<b>7,168,908</b>	<b>100.4</b>	<b>6,009</b>	<b>49,510,907</b>	<b>97.9</b>	<b>28.0</b>	<b>31</b>	<b>222,428</b>	<b>132.3</b>	<b>27.6</b>	<b>3.1</b>
鹿児島相互信用金庫	116	1,343,060	124.3	400	4,452,776	96.3	4,099	32,171,489	95.6	18.2	19	155,493	111.0	19.3	3.5
鹿児島信用金庫	136	1,244,829	87.1	522	5,285,879	95.1	3,704	29,133,769	99.5	16.5	13	64,480	36.0	8.0	1.2
奄美大島信用金庫	3	42,252	—	7	92,252	354.8	226	983,717	82.7	0.6	3	17,405	142.8	2.2	18.9
信金中央金庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
<b>信用金庫計</b>	<b>255</b>	<b>2,630,141</b>	<b>104.8</b>	<b>929</b>	<b>9,830,907</b>	<b>96.3</b>	<b>8,029</b>	<b>62,288,975</b>	<b>97.1</b>	<b>35.2</b>	<b>35</b>	<b>237,378</b>	<b>71.7</b>	<b>29.4</b>	<b>2.4</b>
鹿児島興業信用組合	69	527,270	150.5	217	1,452,850	120.6	1,943	8,652,413	97.5	4.9	16	29,614	47.0	3.7	2.0
奄美信用組合	0	0	—	1	20,000	78.4	97	507,116	78.7	0.3	0	0	—	0.0	—
鹿児島県医師信用組合	0	0	—	0	0	—	3	35,874	56.8	0.0	1	15,516	—	1.9	—
全国信用組合連合会	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
<b>信用組合計</b>	<b>69</b>	<b>527,270</b>	<b>150.5</b>	<b>218</b>	<b>1,472,850</b>	<b>119.7</b>	<b>2,043</b>	<b>9,195,403</b>	<b>96.0</b>	<b>5.2</b>	<b>17</b>	<b>45,129</b>	<b>71.6</b>	<b>5.6</b>	<b>3.1</b>
商工組合中央金庫	1	40,000	71.4	5	240,800	136.8	165	4,353,293	94.3	2.5	1	1,895	—	0.2	0.8
日本政策金融公庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
農林中央金庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
日本政策投資銀行	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
<b>政府系金融機関計</b>	<b>1</b>	<b>40,000</b>	<b>71.4</b>	<b>5</b>	<b>240,800</b>	<b>136.8</b>	<b>165</b>	<b>4,353,293</b>	<b>94.3</b>	<b>2.5</b>	<b>1</b>	<b>1,895</b>	<b>—</b>	<b>0.2</b>	<b>0.8</b>
九州労働金庫	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
<b>小計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0.0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0.0</b>	<b>—</b>
鹿児島県信用農業協同組合連合会	1	8,500	—	1	8,500	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
<b>小計</b>	<b>1</b>	<b>8,500</b>	<b>—</b>	<b>1</b>	<b>8,500</b>	<b>—</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0.0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0.0</b>	<b>—</b>
住友生命保険	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
損害保険ジャパン	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
<b>保険会社計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0.0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0.0</b>	<b>—</b>
整理回収機構	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0	—
<b>小計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0.0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>0.0</b>	<b>—</b>
<b>合計</b>	<b>615</b>	<b>6,425,749</b>	<b>96.7</b>	<b>2,293</b>	<b>23,873,155</b>	<b>101.3</b>	<b>22,350</b>	<b>176,725,649</b>	<b>94.2</b>	<b>100.0</b>	<b>117</b>	<b>806,367</b>	<b>107.6</b>	<b>100.0</b>	<b>3.4</b>

## (2) 市町村別保証状況

(単位：件・千円・%)

市町村		保証承諾					保証債務残高				代位弁済			
		当月中		当月末(27/4~27/7)			当月末				当月末(27/4~27/7)			
		件数	金額	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
市	鹿 児 島 市	275	2,935,028	1,071	11,681,332	100.6	10,045	85,498,327	94.9	48.4	70	394,149	144.4	48.9
	薩 摩 川 内 市	30	252,400	101	924,500	77.6	1,165	8,598,996	97.0	4.9	4	76,072	195.0	9.4
	鹿 屋 市	38	421,600	138	1,264,440	98.1	1,184	8,432,247	92.4	4.8	6	7,769	17.8	1.0
	枕 崎 市	10	128,200	42	379,100	76.1	398	3,919,072	92.7	2.2	0	0	—	0.0
	いちき串木野市	10	129,000	33	314,450	94.1	338	2,524,718	94.2	1.4	3	70,793	—	8.8
	阿 久 根 市	7	101,850	31	312,850	102.7	378	2,547,223	90.0	1.4	1	1,188	41.2	0.1
	出 水 市	20	213,490	77	852,090	148.0	898	6,717,932	92.4	3.8	0	0	—	0.0
	指 宿 市	8	47,200	38	383,000	90.8	499	3,865,789	96.5	2.2	1	19,718	—	2.4
	伊 佐 市	17	216,300	44	433,100	172.2	302	2,024,160	96.0	1.1	1	5,462	5.0	0.7
	南 さ つ ま 市	15	67,000	46	383,130	115.3	383	2,524,719	100.5	1.4	0	0	—	0.0
	霧 島 市	47	484,200	177	1,822,972	112.3	1,506	12,359,895	90.5	7.0	4	30,347	83.4	3.8
	始 良 市	18	196,200	77	766,960	78.6	809	5,778,839	92.9	3.3	2	12,698	627.1	1.6
	垂 水 市	5	65,100	25	284,150	77.3	228	1,812,614	97.3	1.0	0	0	—	0.0
	日 置 市	21	127,000	67	761,150	129.2	628	4,837,294	98.5	2.7	1	1,732	99.7	0.2
	曾 於 市	10	108,750	34	257,350	75.6	402	2,679,946	93.3	1.5	1	10,102	19.2	1.3
	志 布 志 市	12	155,500	43	425,020	100.0	345	2,440,909	100.1	1.4	0	0	—	0.0
	南 九 州 市	14	96,600	58	531,080	187.5	425	2,776,603	89.8	1.6	7	83,134	590.0	10.3
	西 之 表 市	6	19,000	21	124,100	58.8	295	1,805,895	96.9	1.0	2	9,659	—	1.2
	奄 美 市	3	82,252	6	142,252	293.3	215	1,134,105	75.2	0.6	6	48,865	2084.1	6.1
	市 部 計	566	5,846,670	2,129	22,043,026	101.7	20,443	162,279,282	94.2	91.8	109	771,688	115.3	95.7
鹿児島郡	十 島 村	1	5,500	1	5,500	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	三 島 村	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
	鹿 児 島 郡 計	1	5,500	1	5,500	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
薩摩郡	さ つ ま 町	13	118,199	39	349,549	88.8	342	2,296,993	98.4	1.3	0	0	—	0.0
	薩 摩 郡 計	13	118,199	39	349,549	88.8	342	2,296,993	98.4	1.3	0	0	—	0.0
出水郡	長 島 町	3	29,500	13	118,500	77.6	98	713,802	94.6	0.4	0	0	—	0.0
	出 水 郡 計	3	29,500	13	118,500	77.6	98	713,802	94.6	0.4	0	0	—	0.0

(単位：件・千円・%)

市町村		保証承諾					保証債務残高				代位弁済			
		当月中		当月末(27/4~27/7)			当月末				当月末(27/4~27/7)			
		件数	金額	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
始良郡	湧水町	3	11,500	6	36,500	31.0	121	795,738	86.0	0.5	0	0	—	0.0
	始良郡計	3	11,500	6	36,500	31.0	121	795,738	86.0	0.5	0	0	—	0.0
曾於郡	大崎町	5	138,000	16	241,500	198.6	123	1,416,086	97.4	0.8	0	0	—	0.0
	曾於郡計	5	138,000	16	241,500	198.6	123	1,416,086	97.4	0.8	0	0	—	0.0
肝属郡	東串良町	0	0	3	26,000	295.5	54	338,883	88.9	0.2	0	0	—	0.0
	肝付町	4	36,000	17	161,500	97.3	211	1,510,160	90.9	0.9	1	1,149	3.8	0.1
	錦江町	4	35,120	8	48,920	81.4	89	443,004	73.2	0.3	0	0	—	0.0
	南大隅町	2	22,000	6	75,000	63.8	94	710,283	101.9	0.4	3	1,903	—	0.2
	肝属郡計	10	93,120	34	311,420	88.4	448	3,002,330	89.8	1.7	4	3,052	10.0	0.4
熊毛郡	中種子町	5	93,500	11	177,000	115.1	120	776,564	90.2	0.4	0	0	—	0.0
	南種子町	2	17,260	11	74,260	186.6	130	936,057	95.7	0.5	0	0	—	0.0
	屋久島町	7	72,500	30	409,900	103.9	262	2,460,954	105.9	1.4	4	31,628	—	3.9
	熊毛郡計	14	183,260	52	661,160	112.4	512	4,173,575	100.3	2.4	4	31,628	—	3.9
大島郡	龍郷町	0	0	1	20,000	—	24	136,899	80.5	0.1	0	0	—	0.0
	徳之島町	0	0	0	0	—	48	441,337	81.0	0.2	0	0	—	0.0
	天城町	0	0	0	0	—	23	152,711	78.8	0.1	0	0	—	0.0
	伊仙町	0	0	0	0	—	25	304,117	86.2	0.2	0	0	—	0.0
	宇検村	0	0	0	0	—	5	23,653	71.2	0.0	0	0	—	0.0
	喜界町	0	0	0	0	—	32	229,007	76.4	0.1	0	0	—	0.0
	瀬戸内町	0	0	1	66,000	660.0	45	215,973	81.5	0.1	0	0	—	0.0
	知名町	0	0	1	20,000	—	25	192,699	105.0	0.1	0	0	—	0.0
	大和村	0	0	0	0	—	2	4,429	42.7	0.0	0	0	—	0.0
	与論町	0	0	0	0	—	17	94,502	86.8	0.1	0	0	—	0.0
	和泊町	0	0	0	0	—	17	252,518	79.1	0.1	0	0	—	0.0
大島郡計	0	0	3	106,000	63.9	263	2,047,844	82.5	1.2	0	0	—	0.0	
合	計	615	6,425,749	2,293	23,873,155	101.3	22,350	176,725,649	94.2	100.0	117	806,367	107.6	100.0

(3) 保証種類別保証状況

(単位：件・千円・%)

保証種類	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中			当月末(27/4~27/7)			当月末				当月末(27/4~27/7)			
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
一般保証	108	1,501,940	66.3	412	7,390,632	105.4	3,689	49,394,299	108.7	27.9	9	99,787	79.2	12.4
(Fast保証(500含む))	1	5,000	—	2	53,000	1514.3	68	382,606	57.5	0.2	0	0	—	0.0
根保証	0	0	—	1	1,300	—	2	3,300	165.0	0.0	0	0	—	0.0
環境対策サポート保証	0	0	—	9	111,000	46.3	87	1,428,947	109.7	0.8	0	0	—	0.0
当座貸越	15	326,000	116.4	69	1,319,500	137.0	439	9,221,418	91.7	5.2	1	39,307	339.6	4.9
事業者カードローン	26	148,000	173.1	78	475,500	99.4	669	3,351,067	102.9	1.9	2	2,132	44.8	0.3
事業者カードローン500	54	197,000	115.2	196	659,000	113.6	1,556	4,981,085	95.7	2.8	7	19,221	274.2	2.4
流動資産担保融資保証	2	30,400	100.0	4	68,000	97.7	17	438,206	78.6	0.2	0	0	—	0.0
中小企業特定社債保証	0	0	—	1	24,000	—	20	1,017,600	102.4	0.6	0	0	—	0.0
特別小口保証	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
小口零細企業保証	1	3,000	—	1	3,000	18.2	6	17,979	162.7	0.0	0	0	—	0.0
経営安定関連保証	6	333,000	333.0	20	806,000	123.0	605	14,532,257	85.5	8.2	3	67,286	104.3	8.3
長期経営資金	0	0	—	0	0	—	4	26,344	70.0	0.0	0	0	—	0.0
経営革新関連保証	0	0	—	0	0	—	3	52,441	68.7	0.0	1	10,722	—	1.3
創業等関連保証	0	0	—	0	0	—	11	54,255	70.4	0.0	0	0	—	0.0
創業関連保証	5	22,500	214.3	17	74,550	240.5	57	244,820	163.9	0.1	0	0	—	0.0
海外投資関係保証	0	0	—	0	0	—	1	16,242	95.6	0.0	0	0	—	0.0
東日本大震災復興緊急保証	0	0	—	0	0	—	7	158,763	75.0	0.1	0	0	—	0.0
経営力強化保証	1	40,000	—	1	40,000	250.0	16	304,902	498.6	0.2	0	0	—	0.0
継続型短期サポート保証	9	117,000	92.9	41	484,500	91.3	113	1,463,977	96.4	0.8	0	0	—	0.0
(金融機関連携型)	9	117,000	92.9	41	484,500	91.3	113	1,463,977	96.4	0.8	0	0	—	0.0
(税理士等連携型)	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0.0	0	0	—	0.0
金融環境変化対応保証※	0	0	—	0	0	—	26	130,548	82.2	0.1	0	0	—	0.0
景気対応緊急保証※	0	0	—	0	0	—	1,044	13,605,622	70.0	7.7	11	128,314	191.8	15.9
経営者保証ガイドライン対応保証	1	50,000	—	1	50,000	—	1	47,916	—	0.0	0	0	—	0.0
経営改善サポート保証	0	0	—	1	34,000	22.6	13	425,661	284.3	0.2	0	0	—	0.0
<b>協会制度計</b>	<b>228</b>	<b>2,768,840</b>	<b>90.3</b>	<b>851</b>	<b>11,539,682</b>	<b>107.4</b>	<b>8,384</b>	<b>100,914,350</b>	<b>95.5</b>	<b>57.1</b>	<b>34</b>	<b>366,769</b>	<b>125.4</b>	<b>45.5</b>
中小企業振興資金	198	2,136,756	107.4	768	7,070,176	101.4	6,152	38,419,486	96.3	21.7	18	141,324	62.5	17.5
小規模企業活力応援資金	12	27,000	197.1	25	55,000	109.5	217	407,518	86.1	0.2	3	9,247	99.2	1.1
特別小口資金	0	0	—	1	4,000	48.8	22	27,033	69.4	0.0	0	0	—	0.0
創業支援資金	7	31,700	81.1	23	107,300	111.9	399	1,173,098	87.7	0.7	5	15,909	92.3	2.0
新事業チャレンジ資金	0	0	—	0	0	—	52	344,745	92.0	0.2	0	0	—	0.0
産業おこし応援資金	0	0	—	0	0	—	20	229,422	100.9	0.1	0	0	—	0.0
パトタッチ支援資金	0	0	—	1	30,000	—	1	29,286	—	0.0	0	0	—	0.0
緊急災害対策資金	1	20,000	—	1	20,000	—	7	53,692	129.2	0.0	0	0	—	0.0
緊急経営対策資金	0	0	—	1	10,000	32.3	20	161,871	70.4	0.1	0	0	—	0.0
セーフティネット対応資金	3	22,000	43.1	11	135,400	58.8	491	2,756,810	77.7	1.6	4	23,792	430.1	3.0
かこしま共生・協働サポート資金	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	0.0
東日本大震災緊急対策資金※	0	0	—	0	0	—	12	119,243	81.2	0.1	0	0	—	0.0
経済対策特別資金※	0	0	—	0	0	—	909	2,158,611	56.9	1.2	5	14,054	21.3	1.7
口蹄疫経営再建支援資金※	0	0	—	0	0	—	8	59,524	57.6	0.0	0	0	—	0.0
商店街活性化資金※	0	0	—	0	0	—	1	12,125	89.0	0.0	0	0	—	0.0
<b>県制度計</b>	<b>221</b>	<b>2,237,456</b>	<b>105.7</b>	<b>831</b>	<b>7,431,876</b>	<b>100.1</b>	<b>8,311</b>	<b>45,952,464</b>	<b>91.5</b>	<b>26.0</b>	<b>35</b>	<b>204,325</b>	<b>62.8</b>	<b>25.3</b>
産業振興資金	121	1,158,953	95.2	438	4,104,807	94.9	3,525	21,811,403	103.2	12.3	31	175,792	287.5	21.8
短期事業資金	6	20,000	53.6	22	84,000	89.9	25	85,733	100.0	0.0	0	0	—	0
特別小口資金	0	0	—	5	9,700	31.7	38	68,757	104.8	0.0	0	0	—	0
小規模企業支援資金	31	143,800	109.5	111	440,290	106.6	747	1,975,164	112.8	1.1	4	9,496	405.6	1.2
経営安定化資金	4	83,000	193.0	8	161,000	38.9	1,023	5,015,152	65.3	2.8	12	44,445	68.4	5.5
環境配慮促進資金	0	0	—	0	0	—	21	102,310	79.1	0.1	0	0	—	0
創業支援資金	4	13,700	95.8	26	99,800	109.8	252	688,162	97.9	0.4	1	5,539	202.4	0.7
新事業展開支援資金	0	0	—	1	2,000	19.0	24	112,155	90.8	0.1	0	0	—	0
<b>鹿児島市制度計</b>	<b>166</b>	<b>1,419,453</b>	<b>97.4</b>	<b>611</b>	<b>4,901,597</b>	<b>90.8</b>	<b>5,655</b>	<b>29,858,835</b>	<b>94.2</b>	<b>16.9</b>	<b>48</b>	<b>235,273</b>	<b>179.1</b>	<b>29.2</b>
<b>合計</b>	<b>615</b>	<b>6,425,749</b>	<b>96.7</b>	<b>2,293</b>	<b>23,873,155</b>	<b>101.3</b>	<b>22,350</b>	<b>176,725,649</b>	<b>94.2</b>	<b>100</b>	<b>117</b>	<b>806,367</b>	<b>107.6</b>	<b>100</b>

## (4) 業種別保証状況

(単位：件・千円・%)

業 種	保証承諾						保証債務残高				代位弁済			
	当月中			当月末(27/4~27/7)			当月末				当月末(27/4~27/7)			
	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	件数	金 額	前年比	構成比	件数	金 額	前年比	構成比
製 造 業	68	726,082	78.5	251	2,895,722	100.1	2,766	25,303,655	92.3	14.3	10	113,349	66.8	14.1
建 設 業	196	2,293,940	105.9	716	8,399,274	115.6	5,888	48,781,764	94.7	27.6	24	141,532	130.4	17.6
卸 売 業	41	700,200	81.8	185	2,901,500	98.8	1,897	21,631,220	90.3	12.2	32	285,233	682.4	35.4
小 売 業	159	1,485,442	111.2	596	5,128,942	104.7	6,051	38,046,748	94.8	21.5	33	133,185	63.4	16.5
運 送 倉 庫 業	16	239,000	109.0	59	777,920	73.7	742	8,084,378	90.5	4.6	2	1,778	2.3	0.2
サ ー ビ ス 業	116	749,110	82.0	400	2,854,612	88.3	3,942	26,130,663	96.2	14.8	14	125,212	88.8	15.5
不 動 産 業	9	127,675	66.5	38	398,205	59.8	619	4,858,285	95.1	2.7	0	0	—	0.0
そ の 他 の 産 業	10	104,300	306.6	48	516,980	82.9	445	3,888,937	114.9	2.2	2	6,078	—	0.8
合 計	615	6,425,749	96.7	2,293	23,873,155	101.3	22,350	176,725,649	94.2	100.0	117	806,367	107.6	100.0

## (5) 金額別保証状況

(単位：件・千円・%)

金 額	保証承諾					
	当月中		当月末(27/4~27/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
100万円以下	32	30,500	135	125,580	115.7	0.5
200万円以下	68	122,099	254	459,769	94.2	1.9
300万円以下	85	244,040	290	832,890	124.8	3.5
500万円以下	129	596,520	492	2,261,270	94.3	9.5
1,000万円以下	139	1,176,038	494	4,125,678	96.4	17.3
1,500万円以下	40	545,300	167	2,252,070	85.6	9.4
2,000万円以下	55	1,052,252	194	3,695,622	98.9	15.5
3,000万円以下	31	869,000	142	3,860,576	89.7	16.2
5,000万円以下	29	1,240,000	88	3,673,700	134.8	15.4
8,000万円以下	6	440,000	34	2,304,000	119.9	9.7
1億円以下	0	0	2	172,000	95.6	0.7
2億円以下	1	110,000	1	110,000	84.6	0.5
3億円以下	0	0	0	0	—	0.0
3億円超	0	0	0	0	—	0.0
合 計	615	6,425,749	2,293	23,873,155	101.3	100.0
1件当平均保証金額		10,448		10,411	101.9	

## (6) 期間別保証状況

(単位：件・千円・%)

期 間	保証承諾					
	当月中		当月末(27/4~27/7)			
	件 数	金 額	件 数	金 額	前年比	構成比
3か月以下	5	24,000	23	142,500	91.1	0.6
6か月以下	19	109,900	70	688,200	84.2	2.9
1年以下	24	284,775	91	1,160,475	101.9	4.9
2年以下	100	801,000	373	2,804,070	125.8	11.7
3年以下	13	80,699	81	403,419	109.6	1.7
4年以下	11	66,550	30	134,800	126.2	0.6
5年以下	138	924,640	474	3,086,540	107.4	12.9
7年以下	258	3,047,620	976	11,268,834	93.3	47.2
10年以下	40	980,765	128	3,117,195	112.3	13.1
10年超	7	105,800	47	1,067,122	103.9	4.5
合 計	615	6,425,749	2,293	23,873,155	101.3	100.0
1件当平均保証期間(か月)		64.4		64.4	—	—



## (7) 資金使途別保証状況

(単位：件・千円・%)

資金使途	保証承諾					
	当月中		当月末(27/4~27/7)			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比
運 転 資 金	507	5,698,525	1,868	20,704,821	102.6	86.7
設 備 資 金	41	276,364	161	1,190,394	82.4	5.0
運 転・設 備 資 金	67	450,860	264	1,977,940	101.7	8.3
合 計	615	6,425,749	2,293	23,873,155	101.3	100.0

## (8) 新規・継続別保証状況

(単位：件・千円・%)

区 分	保証承諾					
	当月中		当月末(27/4~27/7)			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比
新 規	86	397,402	332	1,458,672	86.1	6.1
継 続	529	6,028,347	1,961	22,414,483	102.5	93.9
合 計	615	6,425,749	2,293	23,873,155	101.3	100.0

## (9) 担保・無担保別保証状況

(単位：件・千円・%)

区 分	保証承諾					
	当月中		当月末(27/4~27/7)			
	件数	金額	件数	金額	前年比	構成比
担 保	57	1,187,538	256	5,046,860	106.0	21.1
不 動 産	2	30,400	4	68,000	97.7	0.3
そ の 他						
無 担 保	556	5,207,811	2,033	18,758,295	100.1	78.6
合 計	615	6,425,749	2,293	23,873,155	101.3	100.0

## (10) 事故原因別代位弁済状況

(単位：件・千円・%)

区 分	代位弁済						
	当月中			当月末(27/4~27/7)			
	件数	金額	構成比	件数	金額	前年比	構成比
売 上・受 注 の 減 少	23	106,033	61.9	67	428,073	141.7	53.1
競 争 激 化	3	16,392	9.6	11	69,299	37.8	8.6
取 引 先 の 倒 産	0	0	0.0	0	0	—	0.0
回 収 困 難	1	5,207	3.0	8	64,471	111.9	8.0
事 業 拡 張 設 備 投 資 過 多	0	0	0.0	0	0	—	0.0
金 融 困 難	0	0	0.0	1	15,516	114.7	1.9
経 営 管 理 の 放 漫	0	0	0.0	5	35,438	49.5	4.4
災 害・事 故・そ の 他	5	40,523	23.7	14	173,191	205.1	21.5
保 証 人 事 故	1	3,143	1.8	7	9,454	198.9	1.2
不 明	0	0	0.0	4	10,926	56.1	1.4
合 計	33	171,298	100.0	117	806,367	107.6	100.0

# 【相談窓口のご案内】

## 1 保証相談窓口

当協会では、信用保証のご利用に関するご相談をはじめ、制度融資についてのご案内・ご相談や金融面からの経営相談を常時お受けしています。この相談窓口は、保証部と経営支援部に設けておりますので、お気軽にお越しください。

なお、お越しいただく際、決算書等の資料をお持ちいただければ、より具体的なご相談に応じることが可能です。ぜひご利用ください。

### お問い合わせ

【保証部】	電話番号	099-223-0271
	受付時間	9:00~17:15(土・日曜日及び祝日は除く。)
【経営支援部】	電話番号	099-223-0274
	受付時間	9:00~17:15(土・日曜日及び祝日は除く。)

## 2 特別相談窓口

当協会では、取引先の倒産、災害、金融機関の破綻などによって経営の安定に支障を来している中小企業者のために、特別相談窓口を設置し、ご相談をお受けしています。

平成27年8月現在、次の相談窓口を設置しています。この相談窓口は保証部と経営支援部に設けてありますので、お気軽にご相談ください。

- 経営改善・資金繰り相談窓口
- 北朝鮮制裁措置に係る特別相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- パナソニックデバイスオプトICALセミコンダクターの生産移管により影響を受ける中小企業者に対する特別相談窓口
- 皮革等相談窓口
- 原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口
- デフレ脱却等特別相談窓口
- 口永良部島(新岳)噴火に係る災害に関する特別相談窓口
- 賃金水準上昇対策特別相談窓口
- 桜島の火山活動に係る特別相談窓口

### お問い合わせ

【保証部】	電話番号	099-223-0271
	受付時間	9:00~17:15(土・日曜日及び祝日は除く。)
【経営支援部】	電話番号	099-223-0274
	受付時間	9:00~17:15(土・日曜日及び祝日は除く。)

## 3 経営再生支援相談窓口

当協会では、経営改善や事業再生に関するご相談を常時お受けしています。この相談窓口は、経営支援部に設けておりますので、お気軽にお越しください。

なお、お越しいただく際、決算書等の資料をお持ちいただければ、より具体的なご相談に応じることが可能です。ぜひご利用ください。

### お問い合わせ

電話番号	099-223-0274
受付時間	9:00~17:15(土・日曜日及び祝日は除く。)

## 4 苦情相談窓口

当協会では、信用保証に関する苦情・質問などのご相談を常時お受けしています。

お客様の声を真摯に受け止め、まごころをこめて対応いたします。

お気軽にご意見やご要望などをお寄せください。

### お問い合わせ

電話番号	099-223-0530
受付時間	9:00~17:15(土・日曜日及び祝日は除く。)